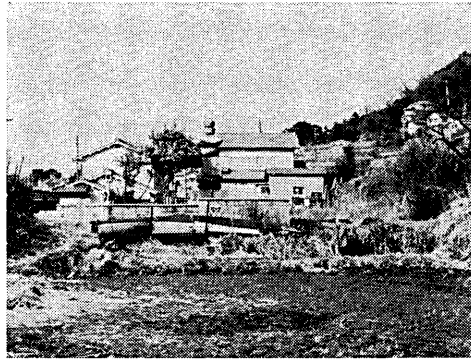


## 第一章 鎌倉時代の高槻

### 第一節 鎌倉幕府と北摂武士

鎌倉初期の 治承寿永の内乱（一一八〇—一一八五）にこの北摂地方からどのような武士がどのようにに参加北摂情勢したのか、またこの内乱過程のなかでこの地方の荘園村落に住む農民たちがどのような影響をうけたのか、具体的なことはほとんどわからない。ただ法金剛院領土室庄はむろ下司が平家人として内乱に参加しそのため下司職を没官されたらしく、内乱後、比叡山東塔北谷法師常陸房正明が鎌倉幕府によって土室庄地頭職に補任されたことがわかっているにすぎない〔中世〕五〇。

この地方の有力武士真上氏・溝杭氏がどのような政治的動向を示したかもさだかではないが、寿永三（一一八四）年二月源義経・源範頼のりよりが平家追討の軍隊を西国に進めはじめたからは、たとえば河内国河内郡水走みずはの開發領主水走康忠が寿永三（一一八四）年二月、源康忠の名でもって本領安堵を条件に鎌倉殿の御家人になりたい旨の解状げじょうを大将源義経に提出し、義経の安堵の外題を得て鎌倉殿の御家人になったように〔寿永三年二月一日源康忠解状〕



写76 河内水走城跡（東大阪市五条町）

『平安遺文』四一、平氏追討の源氏の大将源義経などを媒介として本  
四〇号・水走文書  
 領安堵の御家人になっていったものと推定される。

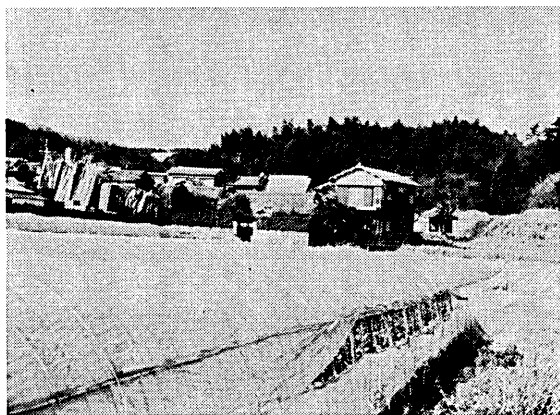
元暦二（一一八五）年三月、平氏一族は壇の浦で滅亡し、天下の覇  
 権は鎌倉殿源頼朝に帰し、八月には年号も文治と改められた。頼朝  
 はその年の十一月、義経の反逆・逃亡を契機に、いわゆる守護・地頭  
 の設置と兵糧米の徴収とを朝廷に要求して勅許され、さらに十二月  
 には頼朝と気脈を通じていた九条兼実を摂政の地位につけて、「天  
 下草創」の新しい政治的支配秩序をつくっていった。ただし正確に  
 は、頼朝はすでに内乱中に、東国においては「一国地頭」・「荘郷地  
 頭」を補任する権限を獲得していたのであって、文治元年十一月頼  
 朝が朝廷に要求したものは、畿内五カ国をふくむ西国の国々に、  
 「一国地頭」ともいふべき国地頭と、各荘園・公領ごとの「荘郷地頭」を補任する権限であった。そして一  
 国内の田地をも知行しうる巨大な権限をもった「一国地頭」は朝廷及び権門寺社、さらにはそれを背後から  
 支えた荘園・公領の百姓たちの政治的諸勢力の圧力によって一年ならずして撤回を余儀なくされ、やがて国  
 内の御家人統卒と謀反人に対する警察権とをその主たる職務内容（大犯三箇条）とする守護におちついてい  
 った。

ところで摂津国についてみれば、承久三（一二三二）年六月、下野国の守護・有力御家人小山朝政の弟長沼

宗政が摂津国守護に補任されるまで、全く守護が配置された形跡がないのである<sup>〔中世〕</sup>。山城・大和にはそれ  
 ぞれの理由から守護が設置されなかったが、承久の乱までは摂津も河内と同様守護が設置されなかった可能  
 性がつよい。元暦元（一一八四）年四月以来建久初年にいたるまで摂津守であった藤原行房は後白河院の近  
 臣であり、当時摂津国は後白河院分国（知行国）であったと推定されている。だからこそ、文治三（一一八七）  
 年の段階になって、摂津国の「平家追討跡」<sup>11</sup>平家没官領の具体的処置が鎌倉幕府においてあらためて問題  
 となり、国衙在庁官人は鎌倉幕府の命令にしたがって最低限「文書調進の役」をとめるべき義務をおって  
 いることが再確認されなければならなかったのである。したがって、摂津国においては、文治三年の段階に  
 いたってようやく摂津国在庁官人による平家没官領についての調査が行われ、その没官跡に東国御家人を地  
 頭として補任する戦後処理が実施されたものと考えられるのである<sup>〔吾妻鏡〕文治三年九月十日  
 三日条所引北条時政奉書</sup>。

事実、先にみた土室庄における地頭職補任も、常陸房正明が源行家を捕えた文治二年より二年後の文治四  
 年に執行されていたのである<sup>〔中世〕</sup>。また『吾妻鏡』は文治二年正月に、摂津国貴志（現三田市）の武士が鎌  
 倉殿御家人になることを許すとともに、大番役のかわりに、幕府の京都における代理人であった一条能保邸  
 の警固役を命じた記事を載せているが、これもこの時期までは摂津国ではこのような問題も摂津国衙の協力  
 を得られないまま独自に個別的に処理する他なかったからであると考えられる。

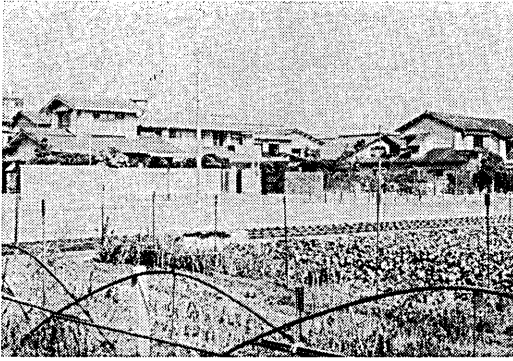
こうして文治三年九月以降になって、ようやく幕府は摂津国衙の協力のもとにその支配秩序を摂津国内に  
 及ぼすことができるようになり、摂津国在庁官人によって「摂津国御家人交名」も作製されるようになったと  
 推定される。この御家人交名には真上氏・溝杭氏をはじめ広瀬氏・土室氏・芥河氏・渡辺氏・岡氏・宿久



写77 宿久庄付近（茨木市宿久庄）

氏・伊丹氏・貴志氏・多田源氏・能勢氏や垂水庄下司目下部氏などが、西国御家人として名を連らねていたであろう。しかし、北摂有力武士真上氏・溝杭氏とともに本領安堵の西国御家人であり、しかも平等院領真上庄も後白河院領溝杭庄も平家没官領となったはずはないから、彼等がこれらの荘園の地頭職に補任されたとは考えることができない。後述するように、彼等は鎌倉時代末期には摂津国における六波羅御使として活躍し、摂津国有力御家人に位置づけられたが、しかしその基本所領はあくまで平等院領真上庄下司職・長講堂領溝杭庄下司職であったと考えられるのである。

このようにして鎌倉幕府は国内の御家人制度を整備するとともに、法金剛院領土室庄や承久の乱の遠因となる摂関家領椋橋庄などに東国御家人を地頭として補任したりして、公家勢力の影響力の強い摂津国にも徐々に鎌倉幕府の政治勢力を浸透させてゆき、承久の乱以後には守護をも設置するにいった。守護には東国の有力御家人長沼氏・安達氏・野本氏が補任されたが、弘長年間以後北条氏が守護職を独占するにいたり、鎌倉末期正和年間以降は六波羅探題北方の兼帯するところとなった。〔佐藤進一「鎌倉幕府守護制度の研究」〕。ただ摂津国の場合、中世の摂津国衙はどこにあったのか、また国衙に対する守護所はどこにあったのか



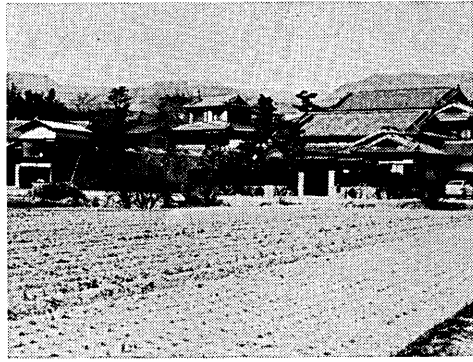
写78 武庫郡西条付近 (兵庫県西宮市甲子園口)

か\*、そしてその国衙在庁官人はどのような人々によって構成されていたのか、また守護領はどのように配置されていたのか、といった基礎的な問題が謎につつまれているため、以上のような政治的諸情勢が島上郡の在地に具体的にどのような影響を及ぼしたのかを構造的に明らかにすることができない。

一方、内乱期・内乱後におけるこの地域の農民たちがどのような状況におかれ、どのような動向を示したのかを具体的に示してくれる史料もない。しかし摂津国内の近隣の状況はある程度の推測を可能にしてくれる。

摂津国豊島郡春日社領垂水東牧・西牧(現吹田市・豊中市)では、寿永三(二一八四)年二月五日源義経を大将とする平家追討の源氏の軍勢がこの地を通った際、武士たちは春日社領垂水東・西牧に乱入し、春日社へ上納すべき年貢米を牧住人たちから暴力的に掠奪し、さらに兵士役と称して牧住人を徴発して軍役に使おうとした。春日社はこれに抗議して「御牧の住人は皆神人なり、いかで黄衣を脱ぎて甲冑を著けんや」と述べてこれを後白河院庁に訴え出た(寿永三十八日後白河院庁下文案「春日神社文書」)。平安遺文四一三二号、四一三三二号。

また同じく源平両軍勢の道筋にあたった摂津国武庫郡西条(現西宮市)の地の百姓吹田宗繩は、鎌倉中期寛元二(二二四四)年にその自らの永作手私領田一段を売却するに際して「但し、本券において



写79 萱野付近(箕面市芝)

は、源平の乱の時武士に奪われ、紛失を立てて証文となし年を過し  
来れり」と売券に注記している『鎌倉遺文』。  
六四二六号

やはりこの島上郡の地も、寿永三年正月平氏の軍勢が福原におち  
のびて以降、源平両軍の馬蹄に再三あらされたわけで、この地域の  
住民たちも春日社領垂水牧の住人たちと同様の被害をこうむり、ま  
た大切な自己の土地所有を保証するなけなしの手継文書(土地売券)  
をも武士に掠奪されることもしばしばであったと推定される。

また内乱末期の元暦元(一一八四)年夏、春日社領垂水西牧内の萱  
野郷では、従来一介の私領主にすぎなかった山二郎房なる者が源  
判官殿源義経の口頭命令によると称して暴力的に領主制支配を農  
民に及ぼそうとして、「萱野郷百姓等」によって春日社に訴えられ

ている。春日社はさっそく源義経の外題を得てその山二郎房のうごきをチェックしたが、内乱期には国家権  
力機構が一時的に麻痺した中で鎌倉殿の御家人と称して強行的に在地領主制支配を農民のなかにうちたてよ  
うとした武士たちも多くいたのであって、このような事態に対しては百姓住人農民たちは断固としてこれ  
に抗議し、自らの荘園領主を媒介として自主的な村落生活を守りぬこうとしたのであった元暦元年九月日撰律  
国垂水西牧萱野郷百  
姓等解案「春日神社文書」  
平安遺文四〇七号。島上郡内においてもこのような政治的葛藤があちこちでみられたと推定されるが、鎌  
倉幕府がうちたてた新しい政治秩序のなかに決着せしめられていった。

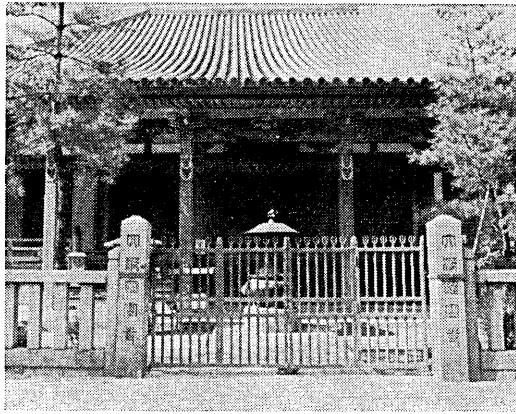
\* 最近紹介された東洋文庫所蔵『弁官補任』の紙背文書のなかに貞応二（一二三三）年三月の藏人所陳案断簡があつて、朝廷の藏人所の納殿に「御書櫃」の檢物を貢納して、摂津・河内の特定の市で自己の商品を商売する特権をみとめられた供御人としての檢物師の姿をつたえているが、その市の中に摂津国賀島（賀島庄）、内美六市・國衙内市小路市・椋橋庄檢物市……などがならべられていて、鎌倉期の摂津国國衙が賀島（賀島庄）、大阪市東淀川区加島町と槇橋庄（豊中市庄内・庄木）の近くの、一般に当時河尻と呼ばれていた地域にあつたらしいことをうかがわせてくれる（『鎌倉遺文』三〇七八号）。

真上・溝杭氏

平等院領真上庄（下司）真上氏が西国御家人として最初に史料の上にその姿をあらわすのは鎌倉時代の末期の元亨四（一二三四）年十一月二日のことである。時の六波羅探題北方常葉範

真は摂津国御家人真上彦三郎資信にたいし御教書を送り、東寺領摂津国垂水庄百姓淨願・良賢・覺尊・祐尊などが近隣の悪党勘解由允・河縁兵衛尉などを相語つて庄内狼藉をはたらいた事件に関し、「不日、俣野七郎太郎と相共に、近隣の地頭御家人を相催し」て鎮庄におもむくように命令をしており、さらに「近隣地頭御家人不参の事、注進せざるの条、甚だいわれなし。かつうは到着を付し進め、かつうは起請の詞を載せて注申さるべし。もし使節として、なお緩怠の儀あらば、関東御事書を守り、その沙汰あるべきなり」と付記している（中世）。本来の六波羅御教書であれば、南方・北方探題が連署すべきところであるが、丁度この時は、南方探題大仏維貞が同年八月十七日でもって任をはなれ、十一月一日付で金沢貞将が任命されたところで、いまだ京都に着任していなかったからであろうと考えられる。またこの時期には北方探題は摂津守護職を兼帯していたため、このような文書で充分ことたりたわけである。

その後、この東寺領垂水庄悪党事件に関しては正中二（一三二五）年二月二日同趣旨の六波羅御教書が同じく真上彦三郎資信あてに発せられており（中世）、さらに翌嘉暦元（一三三六）年翌々年嘉暦二年には「溝杭



写80 六波羅密寺（京都市東山区六原松原）

孫三郎と相共に、一国地頭御家人を催し具して、重ねて彼の所におもむき」、事件を鎮圧するように真上彦三郎資信あて六波羅御教書が発せられている。そしてさらに元徳三（北朝）（一三三一年）にはこんどは溝杭孫三郎資家あてに「真上彦三郎と相共に、一国地頭御家人を催し具して」鎮圧を徹底するように六波羅御教書が発せられている。

この事件を六波羅探題に訴えたのは、垂水庄下司西国御家人日下部氏女証円であったが、彼女の家系は在京領主であつて、実質的に下司の職務を現地で執行していたのは鎌倉中期には在地小領主西国御家人藤原家行などであり、鎌倉末期には在地の強剛名主百姓唯勝などであった。これに対して、旧下司派の勢力に対抗する垂水庄百姓（強剛名主浄願・良賢・覚尊・祐尊らが近隣の「悪党」と連携して旧下司勢力を一掃しようとして立上ったのがこのいわゆる垂水庄悪党事件なのであるが、荘園領主東寺はこのような現地勢力の分裂状況をたくみに利用して、延慶三（一二二〇）年には新たに平重信なるものを起用して下司・公文に補任するなど、着々と直務支配の実現をはかっていた

〔島田次郎編『日本中世村落史の研究』〕。

このように荘園領主東寺がこの在地の紛争に意識的に傍観をきめこんでおり、しかも一方の旧下司日下部



IV 中世の高槻

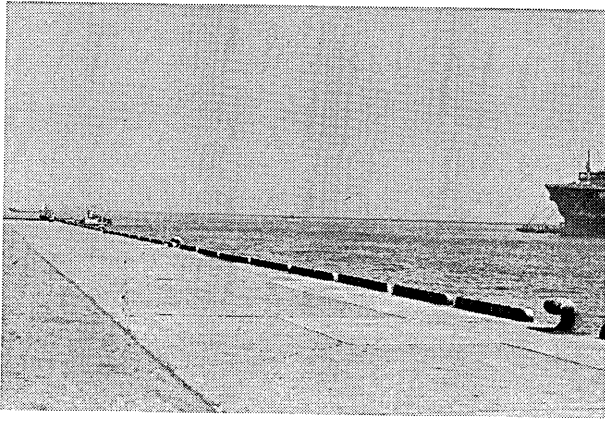
して請文<sup>11</sup>返事を提出しているが、六波羅検断方に対しては「仰せられる旨にまかせて、真上三郎左衛門入道代子息彦三郎資信と相共に彼の悪党を召し進めんと欲するのところ、悪党等両使に対して悪行狼藉を致し……」と不首尾であった旨を報告しており、また所務方に対しても「仰せ下さる旨にまかせて、同廿三日兵庫嶋へ<sup>(龍岡)</sup>□□い、真壁三<sup>(上)</sup>郎左衛門入道の代子息資信と相共に、その沙汰を致さんがために、東大寺雑掌の指南



写81 垂水神社 (吹田市垂水町)

氏女証門側には西国御家人芥河氏・吹田氏などがついでおり、また他方の強剛名主良賢・覚尊などには近隣の「悪党」がついているとすれば、いかに西国御家人日下部氏女からの訴えをうけて六波羅探題が摂津国御家人真上氏・溝杭氏らにその鎮庄命令を頒発しても、鎌倉幕府の政治的権威はすでに摂津国内の在地には貫徹しえなくなっていたのである。

また同じく鎌倉末期正和四(二二二五)年以降、東大寺領摂津国兵庫嶋関に良慶以下比叡山の山僧を中心とする悪僧が乱入する事件が頻発しているが、これに対し、六波羅探題は摂津国御家人六波羅御使二人に対して、その乱入した悪党を逮捕して六波羅に送致するとともに、兵庫嶋関から悪党を追却して関所をもとどり東大寺に返還する処置をとるように命じた。この命をうけて六波羅兩使の一人が六波羅探題の検断方と所務方に対

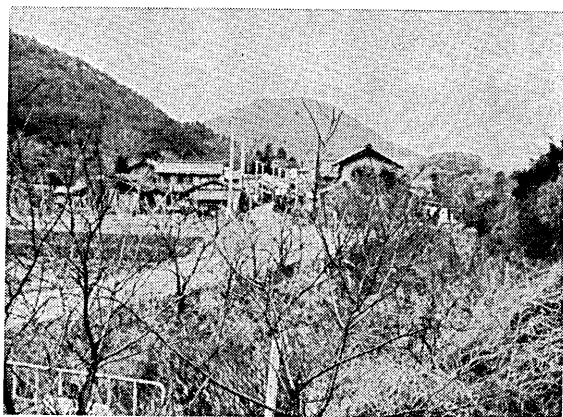


写82 兵庫突堤より和田岬を望む

をもって、当所内観音堂にまかり入り……」と執行経過を報告している。この報告者Ⅱ六波羅御使の名前はわからないが、真上三郎左衛門入道の代理としてその子息真上彦三郎資信がもう一人の六波羅御使になっていたことがわかる〔「次」年撰津国六波羅使節某請文断簡〕。真上氏は、単に北撰地域の事件について撰津国六波羅御使

に任命されていただけでなく、西撰の事件についても御使に任命されていたわけである。

ところで、ここで注目すべきことは、このような鎌倉幕府最末期の段階にいたって、真上氏・溝杭氏・伊丹氏〔中世七五〕など西国御家人が六波羅探題北方Ⅱ撰津国守護やその被官守護代によって撰津国における六波羅探題の御使に起用されて、国内の「地頭御家人」を統率して幕政を執行することを命じられているという事実であって、この事実は、幕末においては鎌倉幕府によって任命された地頭職なるものが畿内においてはもはやその独自の政治的権威を失っていたことを物語るとともに、得宗専制化した北条氏が、畿内においては、本来の地頭御家人Ⅱ東国御家人ではなく、むしろ有力な西国御家人をいわば被官化（一種の得宗被官）することによって、自らの支配権力を維持しなければならなくなっていたことをも物語っている。



写83 近江番場宿付近（滋賀県坂田郡米原町）

南北朝期になって足利幕府を開いた足利尊氏は山城国西岡一帯の小領主層を独自に御家人として組織して、自らの親衛隊（西岡被官衆）としたが、その先駆的形態をここにみることでできるのではないであろうか。

このように、島上・島下の有力西国御家人真上氏・溝杭氏は、ともに承久の乱に際しても京方につくこともなく、幕末にいたっては新しい危機的政治情勢のもとで北条氏によって大きくクローズアップされたが、元弘の乱・鎌倉幕府滅亡という政治的大事件に際して、この両氏の運命は大きく分れることとなった。

すなわち真上氏の場合は、真上彦三郎資信親子は元弘（南朝）三（一二三三）年五月七日、足利高氏を大将とする討幕軍勢によって六波羅探題が攻撃された時、六波羅探題北方北条仲時にしたがって奮戦し、六波羅勢が光厳天皇を擁して近江に落ちのびた時もこれに同道し、五月九日、近江国番場宿において北条仲時以下六波羅の軍勢三三〇人余が自害し果てた際にも、これに殉じて自害し果てているのである〔『近江国番場宿運華寺過』  
〔去帳〕・『太平記』卷九〕。

このように鎌倉最末期に六波羅探題北方によってクローズアップされた真上氏は、六波羅の意向に応じて

積極的に北条時教・常葉範貞・北条仲時に近づき、権力の中枢部への政治的進出をはかり、ついにその主家父子は六波羅探題の滅亡と運命をもにすることにいたったのである。

その後、真上氏は庶子家がその跡を継いだものと推定されるが、後述するように姻戚関係を通して芥河氏と結びつき、芥河真上氏と名乗って芥河氏の中枢を占めるにいたった〔中世一〇八〕。そして、室町中期（一五世紀後半）文明年間には芥河本家とともに史上からその姿を消すのである〔中世一三四〕。

これに対して、溝杭氏はこのような政治的諸動向とはかかわることなく、溝杭庄を本拠に玉川の里をふくむ小穀倉地帯Ⅱ小世界の在地領主として中世を通じて生きつづけたのであった。

\* 真上庄は一二世紀初頭源師行の日記『長秋記』に平等院領と記されている〔中世一〇二〕。ところが嘉元三（一二〇五）年四月撰録渡莊目録〔九条家文書一〕の平等院領の段には摂津国では杭全庄一庄をあげるのみで真上庄は記されていない。ここでは真上庄は鎌倉末期では殿下渡領として藤氏長者が本所職をもつ荘園ではなくなっていて、完全に平等院領となっていたと考えておきたい。

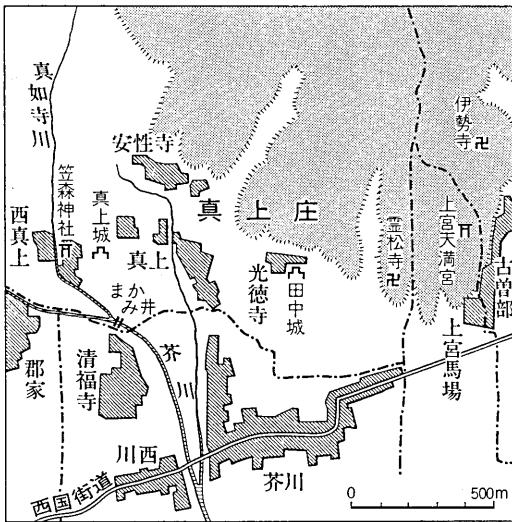


図174 真上庄略図  
 (注：集落の輪郭および大字界は明治前期のもの)

IV 中世の高槻

西国御家人真上 畿内の開発領主Ⅱ武士の所領構造を示す史料は非常に少ないが、幸いなことに真上氏の場  
 氏の所領構造 合、先にみた溝杭氏と同じく、その所領構造を具体的に示す史料が残されている。次に示  
 す文和(北朝)元(二三五二)年二月十日摂津国真上虎才丸所領保証契約状写〔中世一〇六〕がそれである。

□□□申上

摂津国上郡真上村真上虎才丸殿御知行分之事

真上地頭職并諸職散在田畠等

東上宮馬場

南平塚通、カウ井南、槻木ヲカケ  
 南山ノ後コセヲ西江通

真上村限四至

西ヒツシサルハ今井ノ井溝、カサノ森  
 大樋溝、小河ノホソ石ソトハ未ツ

北浦堂里中槻木ヲ東通  
 上宮ノ北浦谷

一真上城屋敷

限東繩

限南堀笠懸馬場南

限西繩  
 西方

屋敷 限北繩

一同村在家役人夫以下田植草取ヌカツラ等(マ、マ)

一同村長者職并神主職 次第之送物

一同村惣検断職

一同村井月職(并カ)  
并新井新村内反別三把宛  
在之井新村外反別六把宛

一広田社領散在田畠諸本役・同下司職西町一色  
但七分参貫文

一大将田下司給 十二町一色

第一章 鎌倉時代の高槻

一 蒔<sub>ヨ</sub>免下司給 十三町一色  
 一 賀茂田下司給 十三町一色

一 奈佐原四箇庄・同服部村惣追捕使職田畠等  
 一 寺社寄進等之事

一次配分等之事

一 但目錄等別紙在之

右如此注上申上者、皆々私之儀あるへからす候、若かんきよくの子細候者、仏神三宝の御罰を蒙、末代御さいくわにおこ  
 なわれ可申物也、仍為後日うけ文申所如件

文和元年二月十日

証明次第不同

河原 政信 (花押)  
 春上 信盛 (花押)  
 東河原 政資 (花押)  
 奴可 禅元 (花押)  
 吹田 倫阿 (花押)  
 宿久 信光 (花押)  
 岡 浄覚 (花押)  
 加賀山 盛家 (花押)  
 津御 政義 (花押)  
 芥川 信貞 (花押)

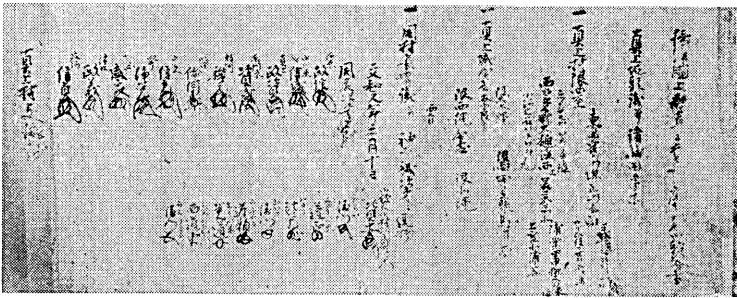
御代官中村二郎右衛門

資安 (花押)  
 シヤウヤ 衛門 (花押)  
 ムカイ川ラ たう正 (花押)  
 ハタ 法覚 (花押)  
 山ワキ ゑりん (花押)  
 ウチカタ 道願 (花押)  
 ムカイ川ラ かくたう (花押)  
 シヤウラウシ門 西道 (花押)  
 ウラタウ ゑもん (花押)

この文書は、江戸中期の国学者屋代弘賢やしろうかたが寛政四（一七九二）年幕府の儒官柴野栗山しばのりつざんとともに京都・奈良の寺社史料を調査した際、当時の摂津島上郡真上村大庄屋中村家にたちより、中村家所蔵重書文書文和元年二月十日撰津国真上虎才丸所領保証契約状写を書写して自己の『集古文書』に加えたことよって今日まで伝えられたものである。<sup>\*</sup>こうしてこの文書は現在『大日本史料』第六編之一九に収録されているのである。

ところで、屋代弘賢が摂津真上村大庄屋中村家で見たとこの文和元年二月十日の真上家文書は原本であったであろうか。

この文書写を子細に検討すると、南北朝期当時の原文書の写しとしてはおかしい部分をいくつか発見することができる。まず第一に、撰津国島上郡と言わずに上郡としていることである。撰津国上郡・下郡・欠郡という表現が出てくるのはおよそ戦国時代に入ってからで、それも北撰を上郡といい、西撰を下郡といい、淀川南部の現大阪市域を欠郡といったようである〔中世三六〕。したがってこのように表現しなしたのは戦国時代になってからであると考えられるのである。第二に真上庄と表現しないで真上村と表現していることである。このように在地において庄という荘園制的表現を克服して村という郷村制的表現を用いるようになるのは時期的にはもう少し下って一五世紀応永・永享頃からである。たとえば島上郡でも安満庄という呼称ではなく、成合村・安満村・古曾部村などという表現が在地においてクローズアップされるのも一五世紀中葉永享頃であり〔中世一七四〕津江庄が津江村と表現されるのも寛正年間からである〔中世二〇二〕。その上、宝徳元（一四四九）年の時点でも真上政治家は自らの所領を「真上庄并七村之地頭職」と表現しており、これらのことからみて原本は「真上庄」と書かれてあったと考えられ、これが「真上村」というように転写されたのも戦国



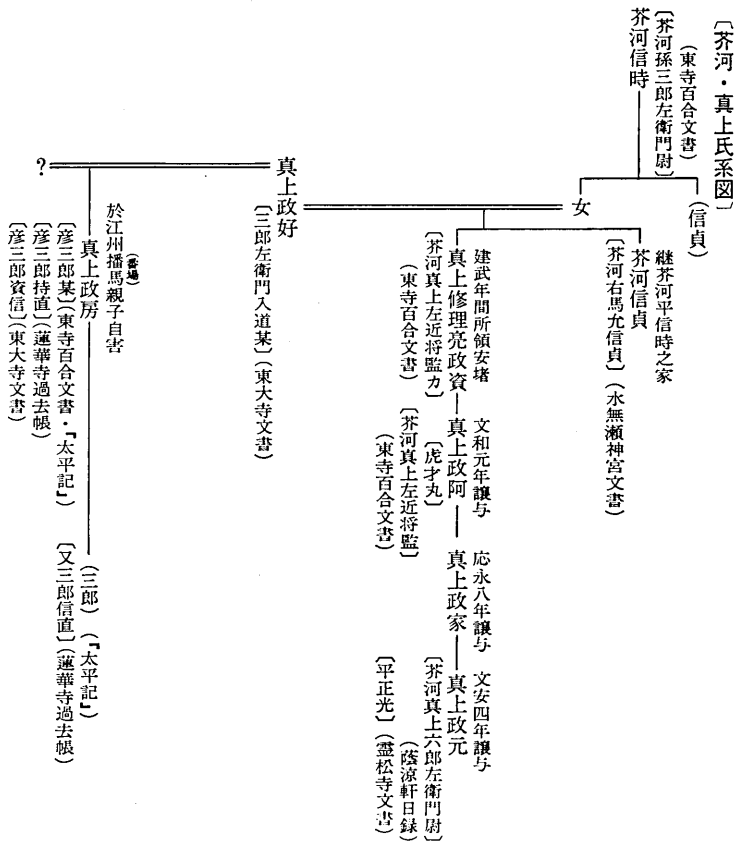
写84 摂津国真上虎才丸所領保証契約状写 (中村家文書)

時代のことであったと考えられるのである。第三に、文和元年二月十日という年月日の日下に署名している「御代官中村二郎右衛門資安(花押)」という人物であるが「証明次第不同」として署名している他の一八名の人物がそろって「河原政信(花押)・吹田倫阿(花押)」というように地名にもとづく姓を肩に書いた上で名前を署名しているのとくらべると、その署名の位置といい、又「御代官」という肩書きといい明らかに原本にはそぐわない存在である。第四にこの年の改元は九月二十七日であり本来観應三(北朝)年二月十日付でなければならぬ。

以上の検討から次のようにこの文書の転写過程を推測することができ。すなわち、芥河真上氏が滅亡したのは一五世紀後葉文明年間と考えられるが「三世」、その後芥河真上氏についての記憶がまだまあたらしかった戦国期に摂津上郡真上村に中村と名乗る小領主が成長してきて、旧芥河真上氏の系譜を引く人との姻戚関係などを通して旧芥河真上氏の先祖相伝の重書文書を手したが、そのなかに観應三年二月十日摂津国真上虎才丸所領保証契約状の原本と宝徳元年二月日真上氏子孫次第写の原本(真上政治家自筆)とがふくまれていたと推定される(現写本は宝徳己巳年二月日となっているが宝徳己巳年=宝徳元年は同年七月二十八日の改元によっ



Ⅳ 中世の高槻



〔注〕

- ① この系図は宝徳元年二月日真上氏子孫次第第号〔中世一八四〕によって作成した。
- ② (一)内は別本記載で同一人物と比定されるものである。
- ③ 真上彦三郎は東大寺文書では「資信」とでてくるが『蓮華寺過去帳』では「持直」とでてくる。ところが『過去帳』で彼とならんでいる人物に「同(田村)彦五郎資信」なる人物があり、おそらく『過去帳』の筆者同阿良向が混同したのであって、本来真上彦三郎の名は「資信」であったと考えられる。

てできた年号であり、原本は文安己巳年（文安六年二月日でなければならぬ）。そして小領主中村氏はこの観應三  
 文和元年の契約状原本を下敷にして、文和元年と改元年号にあらためるとともにその日下（ひげ）に自己の先祖の名  
 前「御代官中村二郎右衛門資安」を記入した写しをつくり、これを原本として社会的に提示することによつ  
 て自己の由緒の古さを強調するとともに、自らが芥河真上氏の伝統を引く領主であることを主張しようとし  
 たと推定されるのである。小領主として成長してきた中村氏は自らの武士としての社会的地位をこのよう  
 して主張したのである。そして高山氏の支配下における検地や又太閤検地を経るなかで近世には真上村大  
 庄屋におちついたものである。おそらく現在の笠森神社は本来この大庄屋中村家の屋敷神であつたものと考  
 えられ、近世に瘡（かさ）の神として熱狂的な信仰を集めて大きくなったのである。そして観應三年の契約状にみえ  
 る真上城屋敷の記述「南を限る、堀笠懸馬場の南」及び真上庄西四至標示「カ。サ。ノ。森。大。樋。薄」などからすれ  
 ば、この屋敷神笠森神社は旧芥河真上氏の本屋敷（城）の屋敷神であつた可能性がたつとよく、小領主中村氏は旧  
 芥河真上氏の屋敷（城）に自らの居宅をかまえたのではなからうか。

この他に鎌倉末以来真上氏は庶子家の住んでいた田中城という城をもっていた。その位置は、真上氏の  
 菩提寺地藏院の丘の近くにあつて江戸時代に真上村庄屋をつとめた田中家（市内真上町一丁目）の地ではな  
 かつたかと推定される（中世一八四）。すなわちこの両城でもつて真上氏は真上庄東西を支配したのである。

さて、以上のような手続きによつて、旧芥河真上家文書観應三年二月十日撰津国真上虎才丸所領保証契約  
 状の原本を復元しつつ、中世における真上氏の所領構造を考えてみよう。

建武政権によつて「真上庄并七村地頭職」を安堵された真上庶子家芥河真上左近将監政資は、芥河信時の

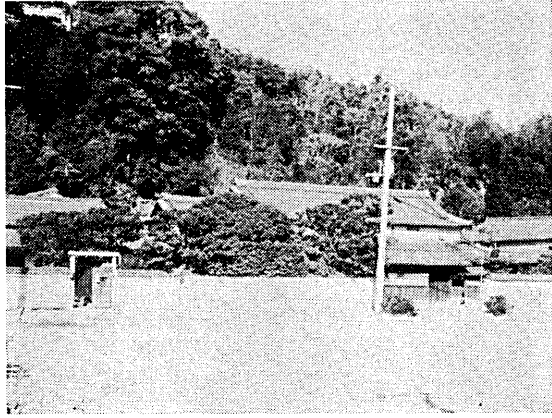


写85 笠森神社（市内西真上一丁目）

らったのである。文和元年の契約状の原本は以上のような性格のものであったと考えられる〔中世一〇〕。したがって真上虎才丸殿御知行分として書きあげられた所領は、本来真上政資が嫡男虎才丸に譲った譲状に書き並べられた内容と全く同様であったと考えられる。

その所領は大きく分けて真上庄地頭職と諸職散在田畠に分けることができる。まず第一の真上庄地頭職であるが、その所領が地頭職として表現されるようになったのは建武政権によって庶子真上政資がその真上氏本領を安堵され直参の御家人になってから後のことであって、おそらくそれ以前鎌倉時代には下司職と表現されていたものであろう。その内容は、①真上庄在家役人夫以下田植草取、②真上庄長者職并神主職、③真上

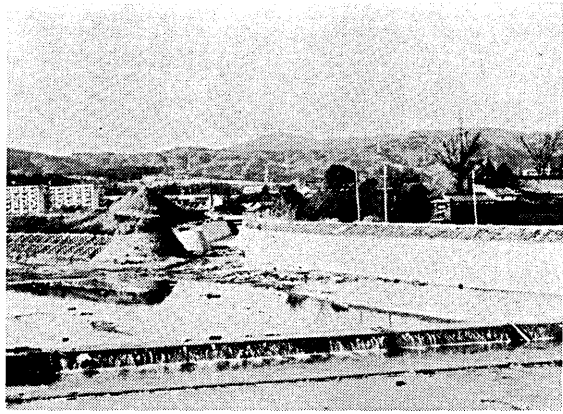
娘を母にもち、芥河本家と手をたずさえて真上城に本屋敷に三〇余年居住したが、文和壬辰春に観應三（一三五二）年二月、おそらく余命旦夕にせまったためであろう、まだ年もおさない元服前の嫡男虎才丸（元服後政阿）にその所領を譲り、譲状を自筆でしたためたのであろう〔中世一八四〕。そこで病床の真上政資は血縁的に自分の実弟にあたる芥河右馬允信貞にたのんで、この幼主真上虎才丸の所領を近隣の国人衆の力でもってみまもってもらうために国人一揆契状を作製しても



写86 田中城跡（市内月見町）

庄惣検断職、④真上庄井月職并井新稻からなっていた。真上庄庄域は東は上宮馬場、すなわち現上宮天満宮鳥居前の小字馬場前（市内白梅町）あたりであり、西は「カサノ森大樋溝」とあるから現真如寺川でかぎられていた。また北は現浦堂本町あたりから上宮天満宮裏山あたりにかけての線であり、南は文書の記述からはよくわからないが、現芥川新大橋の地点を東西に引いた線にあたるであろう。つまり、これらの境域はほぼ現在の町名になる以前のいわゆる大字真上にあたるが、上宮天神が庄域内に入っていたこと（旧大字上田部内）と、浦堂のあたりで大字服部の方に大きくくいこんでいたこと（大字服部に真上という小字がある）および西真上の部分が欠けていたことなどが現在と大きく異なる点として指摘することができる。

真上庄井月職并井新稻であって、真上氏は庄内の灌漑用水路、特に西部では「カサノ森大樋溝」（現真如寺川）および、芥川左岸のいわゆる「まかみ井」（現小字内野附近と推定）、真如寺川から分水している現真上都市排水路、東真上では現新川および旧真上用水路といった灌漑用水路を一手に把握していたのであり、このようないわば族長的といってもよい社会的権威の表現が、②真上庄長者職であって、その具体的形態が真上



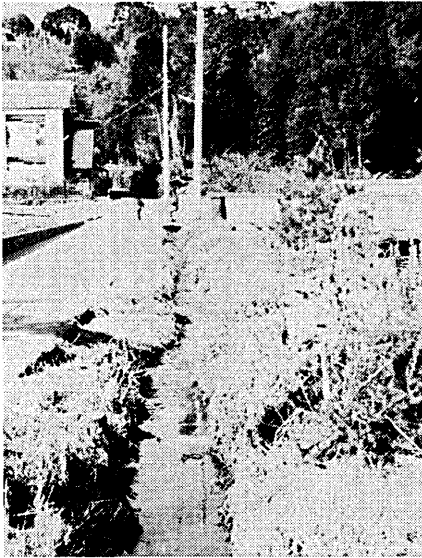
写87 芥川から真如寺川を望む

庄鎮守上宮神社の神主職を把握して荘園村落の共同体的機能を上から握ることであったのである。

このようにみてくると、先に分析した溝杭庄下司溝杭氏の所領構造と非常によく似ていることがわかる。ただ溝杭氏の場合、灌漑とともに玉川の治水もその重要な要素であったが、真上氏の場合は真上庄近くの芥川の流路が自然な流路であることからみて灌漑用水路の再生産がその主要な内容をなしていたと考えられる。

このような再開発領主としての基礎条件の上に真上氏は真上郷郷司職・真上庄下司職・真上庄地頭職を獲得して、③にみえる庄内百姓にたいする警察裁判権や①にみえる庄内百姓を在家役として自らの直接的農業経営に動員する権限を確保していたのである。しかも注目すべきことは、真上氏は庄内灌漑用水路を整備する費用として庄内からは反別三把、庄外からは反別六把の稲を徴収していたことであって、真上氏の管理していた灌漑用水路は庄外の下流域、特に田部庄あたりに大きな影響力をもっていたのである。

次に第二の諸散在田畠等であるが、そのなかでも注目されるのは⑤広田社散在田畠諸本役・同下司職と⑥奈佐原四箇庄・同服部村惣追捕使職田畠等である。まず⑥の真上庄東北地域一帯にたいする惣追捕使職(警



写88 新川 (市内真上町二丁目)

察権)であるが、これは溝杭氏が玉川東部西面村に対する惣追捕使職を把握していたのと同様の事態であるが、ただ溝杭氏の場合、それを可能にしていたものは玉川に対する治水工事であったが、真上氏の場合、それは阿武山一帯に対する山林支配権であったと考えられる。ただ、皇室領奈佐原庄には本来開発領主がいたと考えられるし、また四箇庄(岡本・氷室・土室・塚原)の一つ法金剛院領土室庄には南北朝期には地頭氷室七郎次郎貞家がいて、半済分を独占して一円領主化しようとしていたのであって〔中世〕、そういった在地領主の権限をどのように吸収していたのか、またどのようにいった在地領主の権限と入組みになっていったのかはよくわからないが、奈佐原四箇庄という表現自体が本来阿武山一帯の入会権をとにもする地域として

あらわれるとすれば、平安末以来狩場(狩蔵山)としてこの地域の山地を領有する権限を摂津国衙から確保していたことが想定される。

最後に⑤の広田社領に対する権限であるが、この広田社は摂津国武庫郡の広田神社と考えられ、その社領の場所も島上郡ではなく武庫郡にあってと考えられる。丁度、元弘の乱で鎌倉期の真上氏主家が六波羅軍勢に属してたたかっていた時、庶子真上政資は摂州広田郷に居たとつたえられており、そのために庶子政資がいわば没官領となるべ



写89 奈佐原旧村

き真上氏本領を建武政権によって地頭職として安堵してもらうことができたのであり、このような事情からみても、この⑤広田社領下司職は鎌倉時代以来の真上氏の所領であったと考えられるのである〔中世〕  
〔八四〕。

そこで、さかのぼって真上庄の初見史料、平安末Ⅱ白河院政期の源師行の日記『長秋記』元永二（一一一九）年九月条をふりかえてみよう。

源師行一向は同年九月三日早朝京都淀で乗船して江口で遊女とあそび、西宮社Ⅱ広田神社及び南宮（現西宮戒社）に参詣して、かえりには又神崎に泊って遊女とあそび、さらに高浜でも遊女とあそんで帰洛している。この頃、王朝貴族の広田社詣や住吉社詣は、江口・神崎で遊女と遊ぶための表面的な口実だったという〔滝川政次郎『遊行女』、  
婦・遊女・傀儡女〕。

その時、船や宿の世話をしているものとして石清水八幡宮別当光清なる人物がでてくるが、これらの路次の間、平等院領長谷庄・真上庄・平田庄が「酒肴」を供給する役をわりあてられているのである。この場合、どのような事情でこれらの平等院領が「酒肴」を供給する荘園として指定されたのかは明らかではないが、石清水八幡宮別当の指揮のもとに、これらの淀川沿岸の荘園から、淀川水運を上下する王朝貴族のために「酒



写90 江口の里跡 (大阪市東淀川区南江口町)

肴」を供給する一種の組織ができあがっていたことはたしかであって、源師行は保延元(一一三五)年八月、石清水八幡宮放生会の上卿(しよけい)となって男山に行った時も、石清水八幡宮別当光清のもてなしをうけたが、その時「酒肴」を供給したのは摂津国の真上庄・土室庄・田部庄であった(三世)。このように真上庄は広田社詣の王朝貴族のために「酒肴」を供給する荘園として貴族社会全体によって位置づけられていたようであったが、実際にそれらの「酒肴」をととのえ、王朝貴族の宿にまで運んだのは真上庄下司真上氏の先祖であったと考えられ、このような深い縁故から、広田社領散在田畠に対する諸権限を王朝貴族から与えられたのではなかったかと考えられる。そしてこのことが、真上氏の鎌倉末における滅亡を救うことになろうとは、この屈辱的な奉仕をつづけさせられた平安末の真上氏の祖先たちは夢にも考え及ばなかったであろう。

\* 現在この同文書の内容の一部を中略した写しが市内西真上一丁目の笠森神社を擁する中村正治氏宅と隣の中村隼造氏宅とに伝来しており、また宝徳元年二月日真上氏子孫次第写(中世一八四)もこの両家に伝来したものと考えられる。現中村正治氏邸は江戸時代真上村大庄屋をつとめた中村家の遺跡であり、屋代弘賢がこの文書を見て書写したのもこの大庄屋中村邸においてであった。この屋代弘賢書写『集古文書』本と中村正治氏所蔵本・中村隼造氏所蔵本のあいだには連署人名について多少の異動はあるが、同一原本の写しであることはまちがいない。本来大庄屋中村家にあった屋代弘賢書写の原本が現在失なわれていることは残念で



あるが、両中村家の写本の存在はこのような過程をうらがきしてくれる点で重要である。

芥河一族と 西国御家人芥河氏が最初に史料上にその姿をあらわすのは鎌倉後期弘安七（一二八四）年、

六波羅裁許状

芥川宿が史料に登場したその翌年である。すなわち、大和西大寺の僧興正菩薩叡尊は弘安

六（一二八三）年九月、葉室中納言定嗣さだつぐのもとに應じて浄住寺（現京都市右京区山田開キ町）において先代追

福法要をいとなみ、翌月十月四日にはこの地で三四一人の衆生に菩薩戒をさづけ、八日には六波羅探題をお

とづれて当時の六波羅北方北条時村と会談し、十日に摂津国島上郡芥川の地に下って芥川かまがわの地藏院において

三日間にわたり一般民衆に十重禁戒（不殺戒・不盜戒・不姪戒・不妄語戒等十種の重大な大乘戒律）を説法し、そ

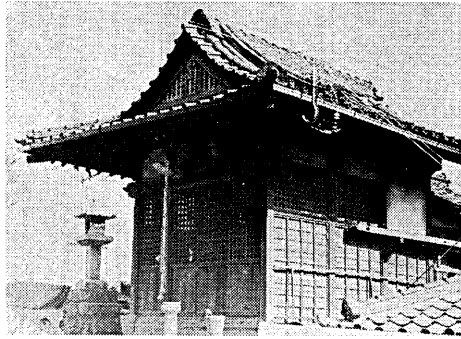
の結果ここで二九〇人の衆生に菩薩戒を授け、さらに十四日夕刻には島下郡忍頂寺におもむき、同じくここ

でも十重禁戒を説法して殺具（狩獵の道具）を焼いて忍頂寺五箇庄の民衆に殺生禁断の決意をかためさせて

いる。

このように叡尊が弘安六年十月十日〜十四日芥川かまがわの地藏堂に滞在して独自の宗教活動をおこなったことが機縁となって、その年末から翌弘安七年初にかけて叡尊が宇治宝生護国院（現橋寺）に滞在して宇治川綱あ代破却（殺生禁断）を実施するとともに、宇治橋再建計画にとりかかっていた折に、芥河右馬允平影信なる人物が宇治宝生護国院を訪れ、正月二十日叡尊を戒師として剃髪出家し、法名を慈願と名乗って叡尊と同行するにいたった『金剛仏子叡尊』  
『感身学生記』。

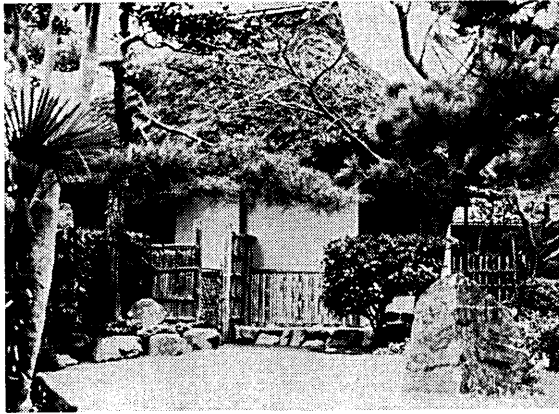
ここに叡尊を戒師として出家した芥河右馬允平影信は、鎌倉末期に活躍する摂津国御家人芥河孫三郎六郎左衛門尉信時の父に当ると考えられ、また叡尊が滞在した芥川かまがわの地藏堂は、芥河影信と叡尊との深い師弟関



写91 芥川地藏堂 (西国街道芥川町畔)

係からみて、芥川宿内にあった芥河氏の菩提寺であったのではないかと推定される。

鎌倉末期延慶二(一三〇九)年、東寺領撰津国垂水庄雑掌祐快の訴状によれば、延慶元年以来垂水庄下司在京御家人日下部氏女は庄内では有力百姓清忠・良賢・明道を組織し、庄外では撰津国御家人芥河孫三郎六郎左衛門尉・土室式部大夫・尺迦王兵衛尉大進法橋の協力を得て庄田島の一円的領有を企て、年貢を自己のふところに入れて東寺に上納しなくなっていた。東寺雑掌祐快はこれを直接六波羅探題に訴えないで後宇多院に訴えているが、これは相手が西国御家人とはいえないとされた鎌倉幕府御家人であったからであろう。後宇多院はこの訴えについて院宣を下し、このような下司日下部氏女側の行為をチェックするべき旨の命令を発した。これをうけて六波羅探題は野部介光長・伊丹四郎左衛門入道妙智を六波羅使者として二度にわたって出頭命令をだし、これらの下司側の人々にとどけさせたが誰も出頭しなかった。そこで更に日限をかぎった出頭命令をとどけさせたところ、かろうじて尺迦王兵衛尉大進法橋だけが返事をよこし、庄内百姓清忠・良賢・明道等はようやく六波羅探題に出頭して弁明書を提出したが、他の芥河氏をはじめとする下司派の御家人たちはついに返事も出さず出頭もしなかった。そこで六波羅探題としては非は下司御家人日下部氏女・芥河氏・土室氏等の側にあると断じて、その非法行為をやめてとりこんだ年貢を東



写92 橋寺（京都府宇治市塔ノ段）

寺側に納入することを命令するとともに庄内狼藉については別に処置をとるであろうことを附記した六波羅下知状を発するにいたったのである。これが延慶二年五月二十七日六波羅下知状である〔中世七五〕。

もとよりこの六波羅下知状を直接受取ったのは東寺雜掌祐快であって、この文書を持参して在京下司日下部氏女やそれを背後から支援していた西国御家人芥河氏・土室氏などをおとづれ、原文書をみせて六波羅探題の命令を伝達し、その効果を期待したと考えられる。しかしすでにこの鎌倉最末期においては六波羅探題の政治的權威はこれら西国御家人を命令通りにうごかす威力をもってはいなかったであろう。

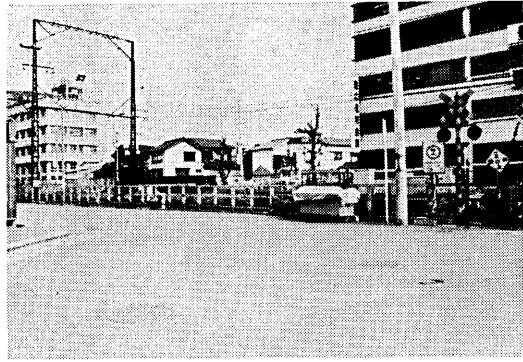
一方先述のとおりこのような在京下司日下部氏女らの動向に對して、その後庄内の反下司派の有力百姓淨願・良尊・覚尊らが近隣の「悪党」を相語って下司代を実力で庄内から追却するにいたり、垂水庄下司御家人日下部氏女（在京領主）はこれを直接六波羅探題に訴えて、これらの反下司派の庄内外の百姓の動向を幕府の力で鎮圧してもらおうとしていた。そしてさらに東寺はこのような在地の情勢を利用して直務支配の実現をめざして着々と策を進め、鎌倉幕府滅亡とともに建武政権の援助によってその直務支配を実現することに成功した。この幕

末・南北朝期における東寺領垂水庄の紛争において芥河氏一族は一貫して下司日下部氏女を支援することを通して、庄内外の悪党的百姓のうごきを鎮圧するとともに、東寺の一旦実現された直務支配をもうちやぶって、あわよくば一円領主権をこの地でも確立すべく策動しつづけた〔中世二〇九・一一四〕。

それでは、この鎌倉中期以降に撰津国御家人として史料の上に登場してくる芥河氏とはどこを本拠としてどのようにして成長してきた武士なのであるか。まず第一に注目すべきことは、たとえば真上氏は真上庄を本拠にし真上郷の再開発領主として成長してきた武士であり、また溝杭氏は溝杭庄を本拠にし溝杭郷の再開発領主として成長してきた武士であった。しかし芥河氏の場合、その再開発の本拠地たるべき芥河庄という荘園も芥河郷という国衙領も存在しない。したがって、芥河氏の場合、芥河氏がその本拠として成長してきたのは、一般の開発・再開発の対象としての荘・郷・保ではなくて、本来公領に属していたと考えられる芥川宿であったと考えなければならぬ。したがって、撰津国西成郡渡辺くぼつに平安中期以来渡辺惣官として成長してきた渡辺党二家が、鎌倉時代には「宗たるの御家人」となっていた例を考え合わせる時、芥河氏の場合も渡辺二家ほど大きな勢力をもつものではなかったが、平安末以来撰津国島上郡芥川宿を本拠に成長してきて、鎌倉初期に西国御家人になった非開発領主型の武士の一つであったと考えられるのである。

〔浦圭二「中世における畿内の位置」  
『ヒストリア』三九・四〇合併号参照〕。

西国御家人芥河氏は、鎌倉末期の段階で近隣の在地領主西国御家人を姻戚関係その他を媒介としてゆるやかな被官関係に組織しはじめていた。その最初の例が西国御家人芥河岡氏であるが〔中世八三〕、南北朝期に入れば、奴加ぬか氏もまた芥河奴加氏を名乗るようになっていた〔中世二二六〕。



写93 岡町付近（豊中市岡町）

岡氏・奴加氏が本来どこを本拠とする開発領主であったかは明らかではないが、岡氏は豊島郡岡の地（現豊中市岡町）を本拠にして成長した開発領主で、鎌倉末には三島地方に移住して芥河岡氏を名乗ったのではないであろうか。

さらに注目すべきことは、南北朝末期に芥河氏の一族で芥河垂水四郎五郎貞継と名乗った人物は東寺領垂水庄下司として垂水庄で国人領主制をうち立てようともがいた人物であったという事実である。したがって芥河を上冠し、地名にもとづく姓を名乗った武士たちは芥河氏を中心とする一族一揆に組織された武士たちであったのである。ただ一般の一族一揆と異なる点は、それが惣領家と庶子家によってのみ構成された一揆ではなく、芥河本家・芥河真上家を中心とし、姻戚関係その他を媒介としてゆるやかな被官関係に組織される武士をもふくんだ一族一揆であった点であろう。

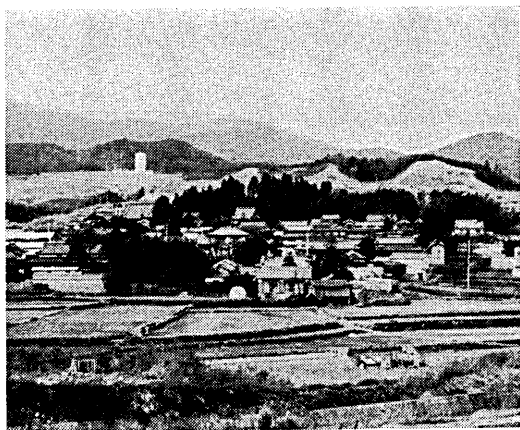
このような芥河一族一揆の武士の最初に登場する西国御家人芥河岡氏は四通の芥河岡家文書を今日に伝えている。<sup>\*</sup>なかでも嘉暦二（一三三二）年九月二十三日六波羅下知状（裁許状）は、今日数多く伝来している鎌倉幕府の裁許状（判決文）のなかで、雑務沙汰（債権債務関係の民事訴訟）にかんするただ一つの六波羅探題裁許状として早くより佐藤進一氏によって紹介・分析されたものである。〔中世八三・佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』〕

本来中世文書は各家の所領所有権を保証するもの（重書文書）として大切に伝えられてきたものであり、したがってその圧倒的部分は所領安堵状・讓状その他所領についての裁判関係文書であり、鎌倉幕府裁許状についてみても、そのほとんどは所務沙汰（所領所有権をめぐる民事訴訟）の裁許状である。そのなかで例外的存在の一つがこの芥河岡家の六波羅裁許状なのである。

ところでこの雑務沙汰の内容は撰津国御家人芥河岡孫四郎入道信覚と同撰津国御家人広瀬太郎左衛門尉景基との間であらそわれた債権・債務にかかわる訴訟であった。

原告芥河岡孫四郎入道信覚の訴状によれば、去る元享四（一三三四）年八月五日、広瀬太郎左衛門尉景基は芥河岡入道信覚から錢三五貫文を借用し、その質物として広瀬氏の三通の所帯文書（重書文書）を芥河岡氏に手渡す約束をした。その三通の文書とは、一通は承久元年五月二十九日付関東下知状であって、広瀬熊丸がその所領撰津国島下郡粟生村刀禰職・同粟生村四郎丸名・守武名・依熊名<sup>（頭）</sup>粟生村寺文書<sup>〔七四六号〕</sup>及び惣追捕使職・本牧以下散在田畠の領有権を鎌倉幕府から安堵された所領安堵の鎌倉幕府下知状であり、次の一通は、正和元年十月二十五日にいわゆる安堵の外題（下知状）を得たところの広瀬景基の親父から景基への所領讓状であり、最後の一通はこの所領について相論があった際、広瀬氏が幕府に提出した訴状であった。ところが、債務者広瀬太郎景基は一向にその約束を履行しないで、いまだに芥河岡入道信覚にその重書文書を手渡していない。

以上のような原告側の訴状に対して、被告広瀬太郎景基は陳状を六波羅探題に提出して、実はそれらの重書文書は翌正中二（一三三五）年十一月三日に自分広瀬太郎景基の住宅が火災にあった時同時に焼失してし



写94 粟生村付近（箕面市粟生間谷から中村を望む）

まったのであって、この火災についてはすでに充分論証されているところである。芥河岡覚信は自分広瀬景基がわざと重書文書を手渡さないのだといっているようだが、そのような言い方は一種の謀略であると弁明した。

以上のようなやりとりの結果、六波羅探題は、広瀬太郎景基が芥河岡入道覚信との約束に違反して、紛失を口実にして重書文書を自分の手もとにかくしている事実を否定できなかった以上、これらの質物Ⅱ重書文書を借金契約書通り芥河岡入道覚信に手渡すべきであると判決を下し、これを六波羅下知状の形式で兩人に伝達したのである。

先述したように、摂津国御家人広瀬氏は、島上郡広瀬の地を本拠として成長してきた開発領主であると推定されるが、承久の乱後にはその本拠を島下郡粟生村（現箕面市粟生）に移し鎌倉末には、貨幣経済Ⅱ商品経済の発展のなかでその所領を質物として借金しなければならぬほど経済的苦境におち入っていた。その意味で、この摂津国御家人広瀬氏は、鎌倉末における没落御家人の一つの典型であったのである。

それに対し、広瀬氏に錢三五貫文を貸した芥河岡氏は、その本来の所領は小さかったかもしれないが、経済的・金銭的には富裕な西国御家人であって、こういった高利貸的債務関係を媒介として他の侍・凡下の所

領を収奪・集積しつつあった新しい型の西国御家人であった。事実、この質物となった広瀬氏の重書文書はやがて芥河岡氏に帰属したのであって、この芥河岡入道覚信の子息の一人に当ると考えられる芥河岡三郎左衛門尉平基茂〔二世一六〕は、応安元(北朝)(一三三八)年粟生村内の勝尾寺領名田について臨時夫役免除の免状を勝尾寺に発給しており、これに対して勝尾寺はこの平基茂を粟生岡入道殿と呼んでいるのである〔勝尾寺文書七三六号〕。この事実は南北朝期に芥河岡氏が粟生村に対して粟生村惣追捕使として領主的支配を実現していたことを物語っており、鎌倉末の債務関係を媒介として芥河岡氏は広瀬氏の粟生村にたいする領主的支配権を吸収したのである。

それでは、本来債権債務関係の処理がすめば不必要となるこういった雑務沙汰に関する六波羅下知状を芥河岡家は何故大切に子孫に伝えたのであろうか。本来、芥河氏は開発領主をその出发点とする領主でなかったため、一貫して高利貸的債務関係を通してその社会的・政治的勢力を拡大してきたものと考えられ、このような芥河家の独特の家風は、他の一般の在地領主とは異って、このような債権債務関係文書、なかでもそれに関する幕府・朝廷・権門神社Ⅱ荘園領主の発給した文書を重書文書としてとりあつかう態度をつちかっただのであった。芥河一族一揆の一人芥河岡家もこの家風にしたがってこれらの文書を所領領有権を保証する重書文書として大切に伝来したものと考えられるのである。この文書が少くとも芥河岡家が滅亡するまで粟生村の領主権を保証する重書文書として芥河岡家に伝来したという事実は、逆に芥河一族の社会的・政治的存在形態を無言のうちに物語っているのである。

\* この芥河岡家文書四通(史料編八三・九〇・九〇参考・一一六)はいづれも松浦静山著『甲子夜話』統編卷七一に収録



された写しである。この『甲子夜話』は九州肥前国平戸城主松浦静山が文政四（一八二二）年十一月甲子の夜より断続して約二〇年にわたって書き継いだ随筆であって幕末の貴重な史料である。その続編巻七十一によると、天保二（一八三一）年のある日書家の沢田哲なる人物が人からたのまれたといつて古筆をばった一雙の屏風を松浦城にもちこんだのである。松浦静山はこの屏風に大変心をひかれたが値段をきくと二五〇両だというので買うのをあきらめなければならなかった。そこで静山はまず屏風にそえてあつた古文書目録を別紙に写し、次に屏風にはつてある文書と照合して一通一通自分なりの考証をそえながら七五通の古文書を模写してその全てを『甲子夜話』におさめたのである。その七五通の古文書は主として織田信長・豊臣秀吉・秀次などの書状といつたもので明らかに後の偽作にかゝるものも少くなかつた。そしてその七五通のなかにこの四通の中世芥河岡家文書が入つていたのである。この四通の文書は年代が古いという点では骨董的価値はあるが古筆としてはその価値はひくく、わざわざ偽作したものとは考えられない。しかも内容的にもなんら疑念をはさむ余地はないものである。中世芥河岡家文書の一部がいつどのような経路を経て骨董屋によつて屏風に仕立てられるにいたつたかは全く不明であるが、近世武家社会で中世武家文書が骨董品としてあつかわれていたために偶然にも文書が今日に伝えられた一例である。

## 第二節 中世荘園村落と農民の生活

榎船神社の 撰津国島上郡内には、中世前期の荘園村落の姿を示す文献史料はほとんど残っていない。と棟 札 ころが現高槻市榎田地区の丹波国桑田郡田能庄には、旧田能庄鎮守榎船神社に鎌倉初期の女神像・男神像各一体、その神宮寺にその本地仏たる木造大日如来坐像・木造聖観音立像各一体がつたえられており、しかもこれらの神像・仏像が鎌倉初期貞応元（一一二二）～一一三三）年に田能庄庄民たちによつ



一二世紀院政期に形成された大きな皇室領荘園群の一つであった〔中世七六〕。当時の田能庄の庄域は、大字出灰いすはが中世末における田能村の分村であることからみて、現大字田能・出灰を含む地域であったと考えられる。ところで、この棟札の語るところによれば、貞応元（一二三二）年、七条院領丹波国田能庄の庄民たちは、僧定勢の指導のもとに、田能庄鎮守檜船神社の社殿造営（遷宮）をおこなうとともに、大明神男神像一体・女体御前神像一体とそれぞれの本地仏たる観音菩薩像一体・大日如来像一体以上四体の神像・仏像の他に、黒迦羅御前と呼ばれる女神の本地仏として阿弥陀仏一体、合計五体の神像・仏像を造立することを計画し、それぞれに願主をつのってその費用を調達した。そして貞応元年九月三日には社殿が完成し、翌貞応二（一二三三）年三月三日にはこれらの神像・仏像もできあがってきて、それぞれ新社殿および本地堂（大日堂・観音堂・御霊之社）に安置し「庄内安隱諸人快樂」の願いをこれらの神仏にたくしたのであった。ところで、この五体の神像・仏像のうち神像二体とその本地仏二体については、それぞれ庄内で個人的にその願主をつのってその造像費を調達しているが、黒迦羅御前の本地仏たる阿弥陀仏一体のみは以上とは異って「各丁縁共□□」がその造像費を拠出している。「各丁」とは各百姓の意味と考えられ、田能庄を構成する各百姓Ⅱ各庄民とその「縁共」とがその造像費を拠出したのであり、したがってこの場合は田能庄惣庄（村落成員全体）でその造像費をもったのである。何故、この阿弥陀仏一体のみが田能庄惣庄によって造像されたかは明らかではないが、注意すべきことは、田能庄においてはこの貞応期以前に神像をもっていた神はこの黒迦羅御前だけであり、しかもその本地堂は近世にいたっても「御霊の社」とよばれていたことからするならば、この神はこの地域の御霊神Ⅱ疫神であったということである（元文元年「田能村当次第」）。したがってすでに神像のあ

た疫神黒迦羅御前に何らかの事情によって本地仏阿弥陀仏を造像しなければならぬという問題が田能庄惣庄の問題としてもちあがり、次にこのことが契機となって、樫船神社二神の神像及びその本地仏をも同時に造像するしだいとなったものと考えられるのである。その事情とは、おそらく疫病 $\parallel$ 流行病がこの田能庄内にも入ってきそうだというこの莊園村落の生活にかかる問題であったと考えられる。

神像・仏像 それでは、大明神・女体御前神像二体とそれぞれの本地仏は、どのような願主によって造像の願主たち されたのであろうか。それを整理してみると次のようになる。

- (1) 神像二体。 ④藤井国方。 ③藤井国方縁共。 ⑤佐伯氏女。
- (2) 観音像一体。 ⑩佐伯末清、⑪佐伯守安 ⑫佐伯守安縁共女 ⑬佐伯末貞 ⑭佐伯末貞縁共女 ①佐伯貞

永 ①藤井氏女

- (3) 大日如来像一体。 ⑥佐伯末貞 ⑧佐伯末貞供御衆 ⑨佐伯守安 ⑦佐伯貞文。

これらの神仏像の造像願主を考える上で、たとえば神像二体の願主となっている「藤井国方縁共」と表現されたものをどう考えるかであるが、ここでは、これは④藤井国方と③藤井国方縁共とを表現しているものと考えた。したがって例えば⑩佐伯守安の場合、彼個人は本地仏二像の願主となるとともに、観音像については彼の「縁共女」をひきいて願主となっており、また⑥佐伯末貞の場合も、彼個人としては本地仏二体の願主となるとともに、大日如来像については⑧佐伯末貞供御衆をひきいて願主になっていると考えられるのである。以上のように考えることができると思えば、これらの神仏像の願主は次の五つに分類することができる。



写95 榎船神社本殿（市内榎田田能）

- ① 藤井国方のように姓名ともフルネームで表現された人々。(A・D・E・C・I・L)
- ② 佐伯氏女のように某姓「氏女」と表現された女性たち。(C・I)
- ③ 藤井国方縁共のようにフルネームの人の「縁共」と表現された人々。(E)
- ④ 佐伯守安縁共女のようにフルネームの人の「縁共女」と表現された女性たち。(F・H)
- ⑤ 佐伯末貞供御衆のようにフルネームの人の「供御衆」と表現された人々。(K)

まず第一に、①の姓名ともフルネームで表現された人々であるが、彼等はおもひ古文書が残されているとすれば、自らを「丹波国田能御庄百姓等」と自称し、また荘園領主からもそのように呼ばれたであろうところの田能庄百姓Ⅱ根本住人であったと考えられる。この六人が田能庄根本住人の全員であったかどうかはわからないが、阿弥陀仏の造像費拠出主体たる「各丁縁共□□」の「各丁」がこの六人の百姓を意味していたと考えられるから、この六人が田能庄百姓(名主百姓)の全員であったと考えてよいであろう。

第二に②のC佐伯氏女・D藤井氏女であるが、

彼女らは前述の六人の百姓のうちの誰かの妻女(家刀自いとうじ)であって、その佐伯・藤井の姓は婚家の姓ではなく、実家の姓であった。彼女等百姓層の妻女は荘園の公事名の正式の名請人になったりして荘園制社会の公の場において活躍することはできなかつたが、この棟札にもみられるように、神仏像の造像などに際してはすすんで願主となつて、一個の独立した特有財産所有主体としてその造像費の一部を負担しており、このような形では彼女たちは一個の人格として社会的活動に参加していたのである。

第三に③フルネームの人の「縁共」と表現された人々及び④フルネームの人の「縁共女」と表現された女性たちであるが、これとよく似た表現として仏像の造像銘に「某縁友」なる表現がしばしばみられることが注意される。この「縁友」なる表現は夫婦関係を意味しており、たいていは男性名の「某」の「縁友」と表現されてその「某」の妻女を意味している。ところがこの田能庄の棟札の「縁共」は「縁共女」とセットをなして表現されており、したがって「共」は「友」と同訓同義ではなくて、この「共」はあくまで複数を意味する「共」と考えなければならぬのである。というのは、この③・④の「共」なる表現は、⑤の㊦佐伯末貞供御衆の「衆」なる表現と同じ意味において考えなければならぬからである。とするならば、③・④の意味は、⑤の㊦佐伯末貞供御衆の意味を解くことによつて解きあかしてゆくことができようである。

それでは第四の⑤の㊦佐伯末貞供御衆なる表現であるが、このような表現は現在までのところこの田能庄棟札一例のみであつて、非常に特異な表現としなければならぬ。一体何故佐伯末貞の「縁共」だけが特に「供御衆」と表現されなければならなかつたのであろうか。この問題を解くためには、丹波国田能庄百姓Ⅱ根本住人のなかで佐伯末貞だけが皇室官司の供御人としての身分を帯びていて、そのために供御人佐伯末貞の



写96 檜田の炭焼

「縁共」だけが、⑧佐伯末貞供御衆と表現されたものと考えられる以外に方法はないと考えられる。

薪供御人

それでは、一体佐伯末貞はどこの官司に属する何の供御人であったのであろうか。時代はずっと下がるが、江戸時代中期享保一七（一七三三）年、山城国外畑村・出灰村・丹波国出灰

村・中畑村・田能村・二料村以上六カ村と、その西方の丹波国栢原村・鎌倉村・東掛村・南掛村・倉谷村・湯谷村・万願寺村以上七カ村との間に、柴を京都に運搬する問題で訴訟がもち上り、京都奉行所での裁判の結果、栢原村以下七カ村が一カ村につき毎日牛二駄の木柴を田能方の道を通って京都へ積出することを許可するとの判決が出された〔高谷重去、田能村近世史雑抄〕。この事実は、近世においてこの地方が京都の市場に木柴を出荷することによって現金収入を得ていたことを物語っているが、この木柴の出荷道路は、丹波国田能村から中畑村を通り、山城国乙訓郡外畑村を経て大原野の里にいたり、山陰道に合流して葛野郡川島村・下桂村を経て京都に至る道であったと考えられるが、この道が中世以来、丹波国田能庄と京都を結ぶ主要道路であったことは、一六世紀初頭、山城国葛野郡草島庄かわしよに本拠をも

つ國人領主革島氏が姻戚關係を媒介として遠く丹波国田能庄内の田地を買得し、摂津へ出る軍事的間道を確保しようとしていたという事実が何よりも雄弁に物語っている〔尾藤さき子「畿内小領主の成立」、『日本社会経済史研究 中世編』〕。

このような中世・近世田能地域の歴史地理的条件からみて、佐伯末貞は主殿寮（よりのやう）に所属する薪御作手（のこぎ）Ⅱ薪供御人の一人であったのではないかと考えられる。丹波国では主殿寮領細川御作手Ⅱ供御人が桑田郡細川郷（現京都府北桑田郡京北町細野）を本拠として柴・薪・炭・たいまつなどを皇室に貢納するとともに京都で薪を売買する特権を有していた〔奥野高広「皇室御」〕。田能庄は近代には南桑田郡榎田村に属し、位置的には細川郷よりはるか南ではなれてはいるが、細川御作手Ⅱ供御人は細川郷を本拠にしつつも、細川郷外の散在供御人をもふくんでいたと考えることは充分可能であり、ここでは田能庄佐伯末貞は主殿寮領細川御作手Ⅱ供御人の郷外散在供御人の一人であったと考えておきたい。佐伯末貞は、①佐伯末貞縁共女・②佐伯末貞供御衆をひきいて二体の仏像の願主となっており、おそらく六人の百姓のなかでもっとも有力な存在であったと考えられ、さらに推測が許されるとすれば、佐伯末貞の先代は主殿寮領薪供御人となることによって前代「旧老」とか「邑老」と呼ばれた山野用益の規制権を把握していた村落代表者の社会的権威を一身に継承して、中世荘園村落の代表者として田能庄下司の地位についていたのではなかろうか。その場合、供御人兼下司佐伯末貞の身分はあくまで百姓身分であって、けっして侍身分ではなかったであろう。

なおここでつけ加えて注目しておかなければならないことは、棟札に「錢十五文」とあるごとく、田能庄民たちは、神殿・本地堂の建築費や神仏像の造像費の一部を錢でもって大工や仏師に支払っていたという事実である。おそらくこの錢貨は、供御人佐伯末貞がその特権を利用して京中において薪を市木として販売す





写97 田能庄遠望（樫船神社から南を望む）

ることによって取得したものと考えられ、したがって一般の百姓やその「縁共」は現物でもってその費用を佐伯末貞に拠出し、彼がその分の薪を京中で販売することによって銭貨を得たものと考えられるのである。

このような供御人・神人は本来、正・脇、本・新といった定員と定員外の従属的集団よりなっていた。和泉国近木郷（現貝塚市）に本拠をもっていた内蔵寮領御油供御人のものと思われる貞応三（一二二四）年頃の訴状は「供御人は重役無雙に依って、……中古以来、始め正家一字脇住二字に限り国役を免ぜられ、其外の在家は国役を勤むべきの由、仰せ下され畢おわん」とのべていて、本来供御人は正員在家一字・脇住在家二字について国衙からの国役を免除されるものであって、その二字以外の脇住在家は国役を免れることができないとのべている。〔欠年某下文「東洋文庫所蔵弁官補」  
〔任裏文書〕鎌倉遺文〕三三三二四号〕。

供御人正員には数戸の脇住在家があったが、そのうち国役を免除されたのは二字だけであったというのであるから、この脇住在家は本来国役をも負担しうるそれなりの自立的存在であったのである。したがって、供御人佐伯末貞の「供御衆」とはまさにこの脇住在家であったと考えることができ、その数も一、二字ではな

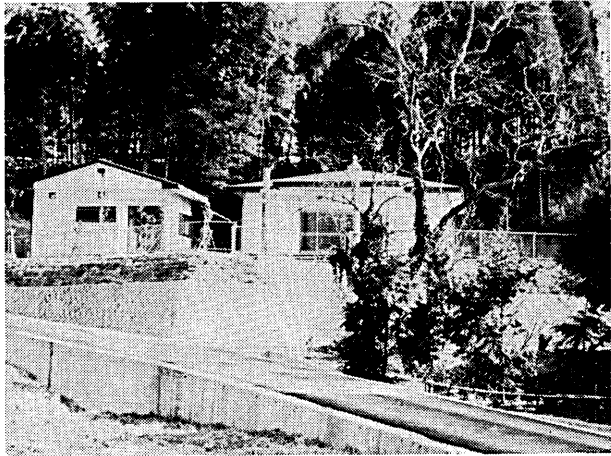
く数戸であった。このことから、供御人にはなっていないが、一般百姓にも数戸の脇住在家が居て、彼等が某縁共とよばれたと考えられるのである。そしてさらに、このような脇住在家の家長に対して、その妻女（家刀自）が某縁共女と表現されたものと考えられ、彼女たちも百姓の妻女と同様小さいながらも特有財産をもって、この神仏像の造像に願主として参加しているのである。したがって某縁共・某供御衆とよばれた人々は、百姓の脇住在家の家長であり、田能惣庄あげての社殿造営・神仏像造像に願主として参加し得ているところからみて、それは決して百姓の下人所従的存在ではなく身分的には小百姓として位置づけられていた農民たちであったのである。

田能惣庄 このようにみてくれば、この棟札は、田能惣庄の構造

能庄惣庄が「百姓身分と小百姓身分との二階層によって構成されていたことを物語っているだけではなく、この田能惣庄Ⅱ村落結合自体はあくまで「各丁」Ⅱ百姓相互の関係として構成されており、小百姓たちは縁あるそれぞれの百姓を媒介として荘園村落秩序に参加し、包摂され、規制されていたことをも物語っている。このような多くの小百姓層の農民たちは経済的には



写98 旧神宮寺本地堂（市内樫田田能）



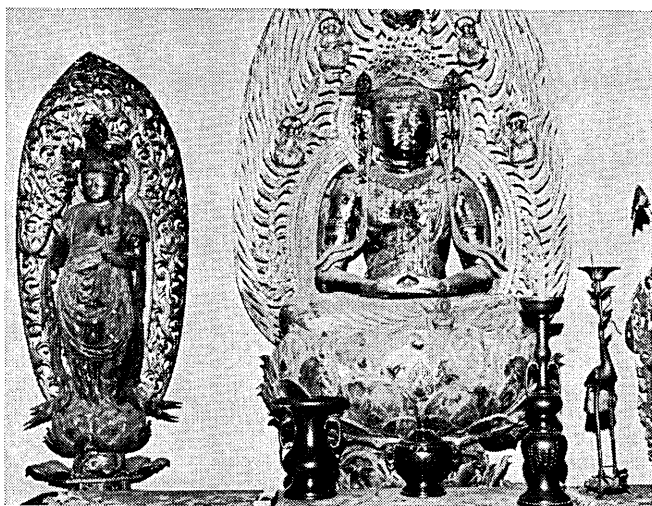
写99 新しい神宮寺

して丹波国の特殊な事態ではなかったのであって、たとえば中世の摂津国安満庄においてもその庄鎮守春日神社（現成合の春日神社）はその神宮寺悉檀寺（本地堂）の社僧と社人によって祭祀がとりおこなわれてきたのであり、正月七日には大明神の本地仏の宝前で「天下泰平国土安全諸氏子等安穩」を祈る祈祷が行われ、

荘園領主直属地である散田を請作したり、名主百姓の耕地を小作したり、また農繁期には名主百姓に雇用されたりして、かろうじて、自己の自立した小経営を支えていたのであり、その意味において彼等は散田作人と呼ばれていた。「大山喬平」「中世社会の農民」。  
『日本史研究』五九号

したがって鎌倉初期の田能庄は六戸の名主百姓Ⅱ根本住人とそれに数倍する小百姓Ⅱ散田作人から構成されていた。もとよりこの他に有力百姓には下人所従が従属していたと考えられるが、もとより彼等は荘園村落の構成メンバーではなかった。

田能庄においては、鎌倉初期に確立した庄鎮守檉船神社（大明神・女体御前）Ⅱ宮とその本地堂Ⅱ神宮寺（聖観音像・大日如来像）Ⅱ堂とはワンセットとして村落共同体（当）によって維持され、現在にいたっているが、しかし、これは決



写100 薬師如来立像・大日如来坐像（神宮寺蔵）

六月七日には大般若經の虫払いが行われるなど神事と仏事が村落共同体によって行われていた〔中世〕<sup>二七四</sup>。ただ、近世にいたると宗教政策として檀家制度がしきつめられ、鎮守の別当寺（神宮寺）のように本来檀家を

もたず、葬式をしない寺院は軽んぜられるようになり、そのために近世に廃絶した別当寺⇨神宮寺も少くなかった。しかし、このような別当寺⇨神宮寺を全面的に廃滅させたのは明治初年、明治政府が発令した神仏分離令であって、明治政府はこのように民衆の魂のなかまで泥靴で入りこむことによって国家神道にもとづく明治絶対主義天皇制イデオロギーを作意的につくりあげ、日本国民に浸透させたのである。丹波国田能庄においては、近世的支配も最深处にまでは浸透せず、中世的遺制をのこしたままで近世を経過したものと考えられ、近世においても村落共同体⇨当によって宮と堂が維持された。近世中期元文年間においては、村落共同体の成員たる本当七戸、脇当二八戸、当外若干戸（シヤツカ）であって、宮と堂の宗教行事（正月一日榎船大明神朔幣（宮の当）、正月二十三日大日堂大般若經転読会（堂の当）、



写101 神宮寺大般若經転誦会

しはじめて、明治二十(一八八七)年頃にはほぼ消滅したといわれている(前掲高谷重夫論文)。しかしここでは、明治政府の宗教政策にもかかわらず、樫船神社と神宮寺が距離的にはなれて存在していたという事情も幸いしてか、村落共同体によって宮と堂とがワンセットとして維持され、現在においても正月二十三日神宮寺大般若経転

七月十五日大日堂施餓鬼会(堂の当、九月十日樫船大明神祭礼(宮の当)及び毎月一日の朔幣(宮の当))は全て本当だけによって荷われており、本当と脇当との間には嚴重な身分的差別があった(高谷重夫「田能における当の記録」)。中世においては、百姓(「社会と伝承」第二卷一号)六戸・小百姓がその数倍といった比率であったが、近世中期には本当七一戸、脇当二八戸とその比率は逆転しているとともに、脇当が本当の縁を媒介として共同体成員となるといった関係はもはや存在せず、村落は単純に本当・脇当・当外によって構成されていた。この比率の逆転と百姓との縁の重要性の消滅はおそらく中世後期における惣村の成立によってもたらされたものと推定されるが、少数派となつた脇当が村落の宮・堂の全ての行事から排除されるのはおそらく近世に入ってからではなからうか。こういった近世における本当・脇当の身分的差別は幕末天保頃から動揺

読会、七月十五日神宮寺施餓鬼会、九月十日榎船神社祭礼が村落共同体によって行われつづけている。そしてこの村落の強じんな力によって貴重な文化財である神像二体・仏像三体・大般若経・棟札が村民によって保存されてきたのである〔河音能平「丹波国田能庄の百姓とその「縁共」について」・大阪市立大学文学部『人文研究』第二六卷一・二分冊参照〕。

\* この貞応元・二年丹波国田能庄鎮守榎船神社棟札の原物は現在も高槻市榎田字田能にある榎船神社社殿中に内蔵されているものと推定されるが、原物を見ることはできなかった。そのため故魚澄惣五郎氏が一九二二（大正十二年）の調査にもとづいて『京都府史蹟勝地調査報告』第六冊（九一―九二頁）に紹介された読みにしたがった『史料編』Ⅰは同じく故魚澄氏が書かれた『南桑田郡誌』の読みによったが、厳密には読みにも異動があり、内容的により正確と判断した『調査報告書』の読みを採ることとする。

なお棟札の干支を調査すると「同三日甲戌」は「同三日戊申」のあやまりであり、「貞応元年壬子」も「貞応元年壬午」のあやまりである。これらのあやまりが棟札筆者と考えられる僧定勢自身のあやまりであるのか、あるいは現棟札が原本の写しであってその写しあやまりであるのかは問題であるが、これらの問題は直接棟札そのものを観察して解決しなければならない。

また故魚澄惣五郎氏の調査によれば神像二体・仏像二体とも平安末鎌倉初期の作と判断されている。

### 三島の集落

北に山丘を、南に淀川をひかえた三島平野は、先述のように、古く旧石器時代以来、人間が生棲していたところである。いま、七世紀から一〇世紀までを一区切りとしてみたとき、現在市域では九つの集落遺跡が認められる。隣接する島本町・茨木市等の諸遺跡をも加えるなら、その数は倍加するだろう。市域の九遺跡のうち、丘上にある二遺跡を除くと、他はすべて平野部に位置し、桧尾川や芥川、女瀬川など淀川につらなる中小河川の流域にある。しかも、これらの集落が山麓線に近く位置しているのは、淀川の氾濫をおそれたからであろう。これらのムラをつらねる山陽道は京と太宰府をつなぐ重要な道

路であったにかかわらず、その道幅に関する規定はみられない。その理由の一つは、地形によって道幅に広狭があったからであろう。ちなみに、郡家川西遺跡で最近発掘した山陽道と推定される遺構は、幅約一八メートル(六〇尺)の石敷路面と、その両側に約一・五メートル(五尺)幅の側溝があった。

一二世紀以降になっても、安満や川西遺跡のような主要な集落は、依然として山陽道の縁辺にある。だが一方この時期には上牧遺跡や天川遺跡のように、淀川の氾濫原に進出する集落があらわれる。このような洪水にみまわれやすい危険な土地に、集落が営まれることは、これまでみなかったことである。安満を流れくだる川を下流で「天川」と呼んだとすると、上手の安満遺跡と、下手の天川遺跡の間には、同じ流れで結びあつた母村と子村の関係があつたかもしれない。弥生時代以来、連綿と続いた安満の集落と、突如この時期に成立した天川の集落とは、天川の流れを媒介にして密接な繋りをもつ集落であつたのであろう。同様の関係は、上牧遺跡と山麓に近い梶原遺跡との間にも認められる。一二世紀以降氾濫原へ集落が進出する現象は、いよいよ氾濫原の開発が本格化しはじめたことを物語っている。

一方、依然として山陽道の縁辺に位置する集落においては、建物群の増集する区域が移動する現象が認められる。安満遺跡や郡家川西遺跡などがその良い例である。郡家川西遺跡では、郡衙が崩壊したあと、集落の中心はその西北の郡家本町一帯に移った。また、郡衙と同じころ廃絶したと推定される郡家今城遺跡の場合、女瀬川なる小河川を隔てた西方の宮田一帯に移った可能性がある。これらの例からみると、古代の集落が廃絶したあと、荒地のまま放置されてあつたとしても、やがて整地し、水田を造成する作業がおこなわれたらしい。しかし、水田化の時期がいつかということを知ることが容易でない。

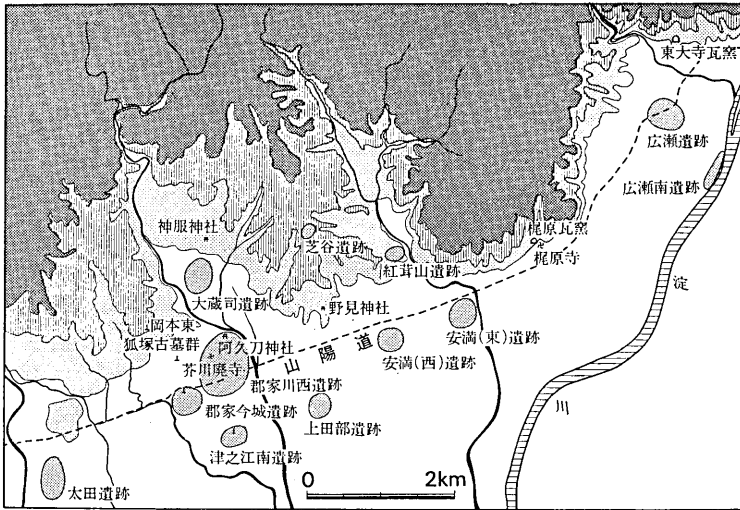


図 177 高槻市域の古代遺跡分布図

郡家川西遺跡では、古代の建物遺構を検出するため、現水田下の床土を除去したところ、床土直下で宋銭（祥符通宝）一枚を検出した。宋銭は単に年代の上限を示すにすぎず、必ずしもこの地の水田化の年代を直接示しているわけではない。事実、上牧遺跡では、現水田下の整地層中に瓦器等に伴って宋銭（政和通宝）があり、その層のさらに下方で古い形式の瓦器を伴う土壙墓が検出された。整地層中の宋銭に伴う瓦器に新しい形式の破片が認められる以上、この整地層の時期は、宋銭で決定するよりも新しい形式の瓦器によって年代の上限が決定される。ただ、瓦器の最終末の時期を一三世紀末とみるか、一四世紀中頃とするかは論議のあるところである。しかし、最近漸くこうした耕地造成の問題にも関心がはられるようになった。床土下に小礫をたたきしめた例などもいくつか知られている。こうした諸例をみると、すくなくとも一四世紀段階までには、かな



Ⅳ 中世の高槻

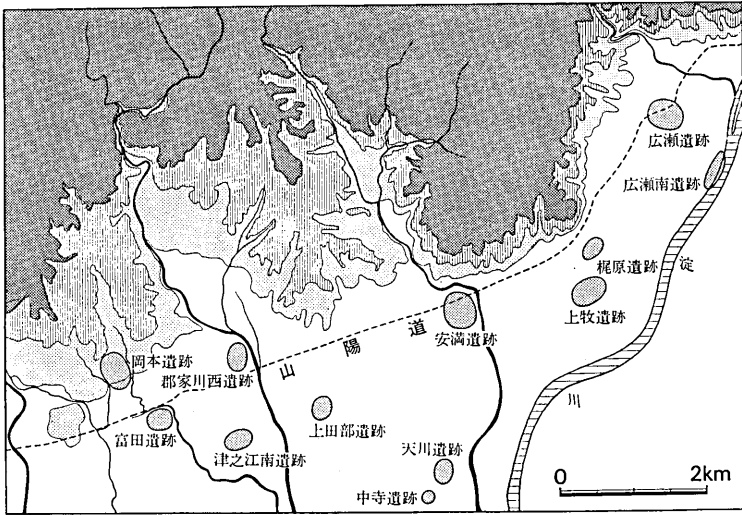


図178 高槻市域の中世遺跡分布図

り広範な耕地化が各地でおこなわれているといっ  
 よいだらう。そのことは、淀川の氾濫原に集落が進  
 出していった現象と深いつながりをもった一連の動  
 きだったらう。

宮田遺跡

現在、府立三島高校のあるあたりに  
 は、八世紀初頃から一〇世紀中頃ま

であった古代の集落郡家今城遺跡がある。この集落  
 が廃絶したあと、女瀬川をへだてた西に、一二世紀  
 中頃の宮田遺跡が成立する。両遺跡は完掘したわけ  
 でないから、前者の終末と後者の初現とは一一世紀  
 段階で重っているかもしれない。たまたま調査した  
 場所は、北と東を曲流する女瀬川に限られ、南に水  
 田のひろがる集落の東端であるらしい。そこには、  
 東西七〇尺幅で区分される三つの地割がみられる。  
 東から西へ、それぞれA・B・C区とする。やや小  
 高い西のC区には、他区にさきだち、三間×三間の  
 大きな倉一棟(C3)と屋五棟C・4・5・6・7・12)

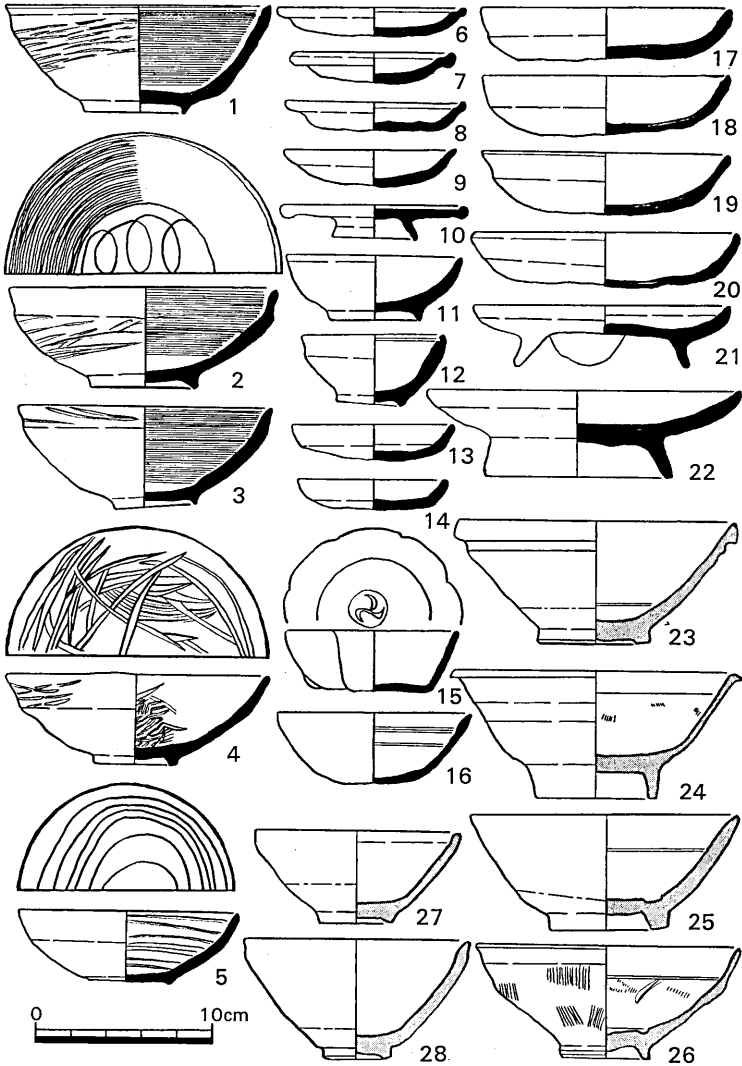


図179 瓦器碗(1~5・15・16), 土師器杯(6~14・17~22), 磁器碗(23~28)  
 [上牧遺跡(1・9~15・17・18・21・24)・安満遺跡(2・5・6・8・16)・  
 宮田遺跡(3・4・7・19・20・22・23・25・26)・川西遺跡(27・28)]

Ⅳ 中世の高槻

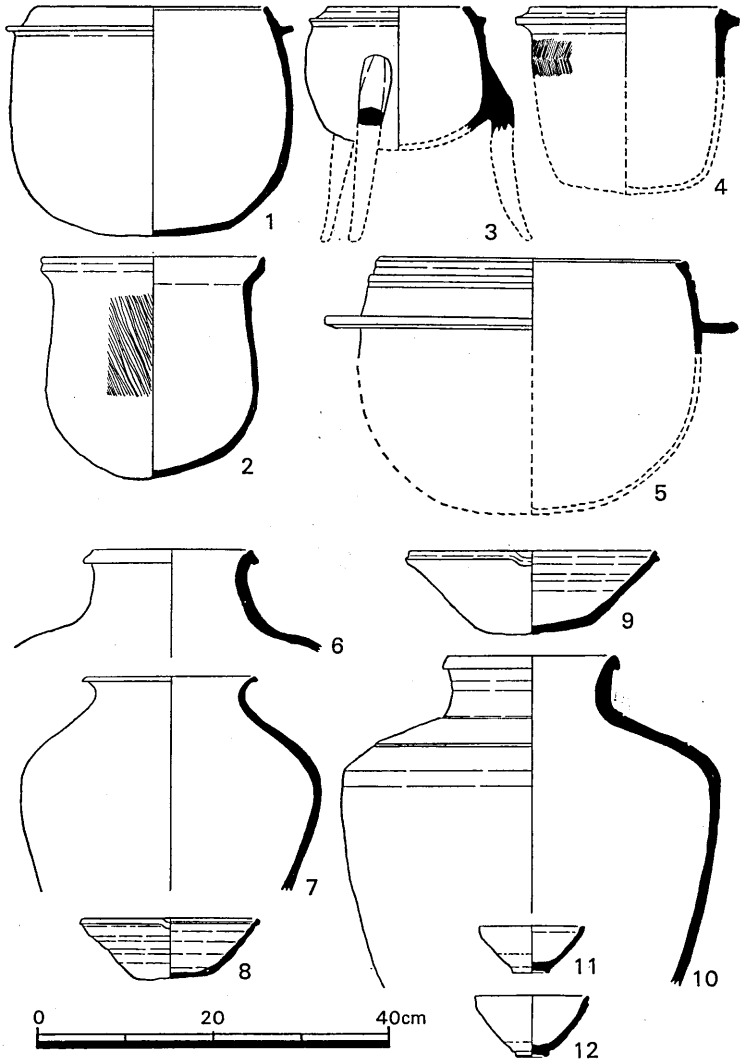


図180 土師器鍋(2・4), 瓦器釜(1・3・5), 陶器壺(6・7・10),  
陶器碗(11・12), 須恵器摺鉢(8・9)  
〔宮田遺跡跡(1~4・6・7・9)・安満遺跡(5), 上牧遺跡(8),  
川西遺跡(10~12)〕

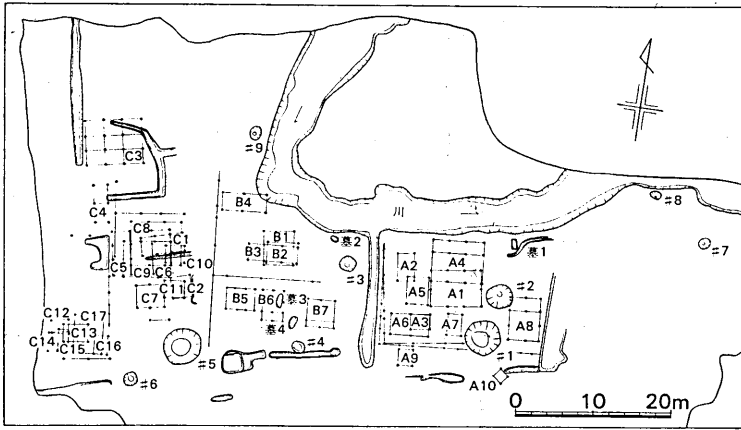


図181 宮田遺跡の平面図

が建てられ、東南部に井戸(井5)が設けられた。その後、数  
 次の建替えがあり、C区は六〇坪程度の二つの単位に柵で分  
 割された。それと前後して、同じ軸をもつ建物が東のB区に  
 も一棟(B1)建ち、さらに東のA区には母屋(A1)と二棟の  
 付属建物(A2・3)を配置した一画が成立した。その後、三  
 区とも建替えがあり、A区では母屋(A4)の北側に廂がつき、  
 井戸の掘替え(井1↓井2)に伴って、廂のついた建物(A8)の  
 ほか三棟(A・5・6・7)の付属屋、柵の南に小屋一棟(A9)  
 が建った(A10はその規模が小さいから住屋とは考えられない)。  
 B区でも、柵の南に三棟の建物(B5・6・7)や栗石積みの井  
 戸が新設され、柵の北では建替え(B2・3)や新設の建物(B  
 4)がみられる。C区でも西の小屋の建替えがくり返され、井  
 戸の掘替え(井6)がみられる。

A区でみる景観は、屋敷の西や南に柵をめぐらし、その外  
 側に溝を掘ってあり、あたかも『一遍聖絵』などに描かれて  
 あるのと近い。建替えに伴って、柵もつくり替えられ、井戸  
 も掘り替えられている。母屋(A1・4)と推定される建物で

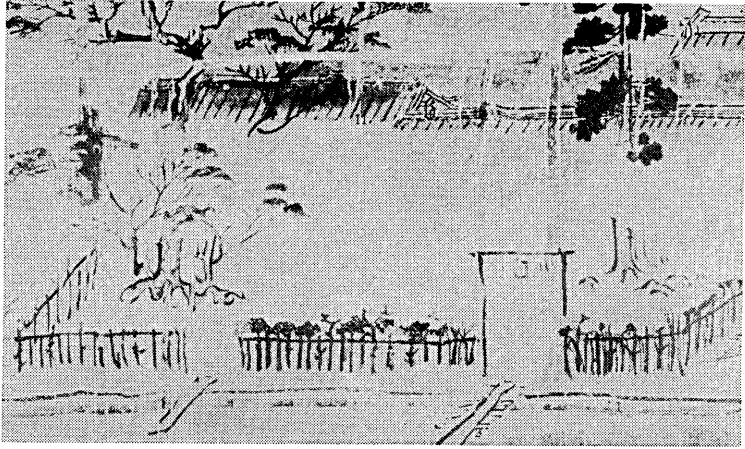


図182 「一遍聖絵」にみる溝・垣・門守り  
 (『日本常民生活絵引』による)

は、西側二間分に小穴が多く、東側一間分には何等の小穴も認められないのは、あるいは東側一間は土間に、西側二間は束柱で支えた板敷の床になっていたからかもしれない。この建物に廂がついていることをみると、建物の外観も他とくらべて一際異った趣をもったものであったとおもわれる。建替えにあたって、母屋の位置や規模に大きな変化がなく、かえって付属屋の数が増加している。しかも、新に南の柵外に小屋(二辺二メートル)が建てられるなど、A区では他と異なる様相をみる。母屋の住人を田堵名主層とすれば、柵外の小屋は下人でもあろうか。また、A区の東北隅には一基の土壙墓(墓1)がある。頭を北に仰臥した一体の白骨が木棺に納めてあった。その人物の年令・性別は分明でないが、胸の上で手を合掌し脚をわずかに屈して棺に納め、棺外の頭辺や側辺に土師器の杯数個が副葬してあった。土壙の南には弧状の浅い溝があり、その末端は東して川岸にいたる。この浅い溝の形状から推して、本来、土壙を蔽う円形の封土があったと推定される。同じ



図183 「扇面古写経」にみる井戸端（『日本常民生活絵引』による）

ように、B区でも屋敷の東北隅に一基の土壇墓（墓2）がある。ここでも人骨が遺存したが、年令・性別は明らかでない。この区の南の二基の墓（墓3・4）のうち、一基（墓3）では辛うじて残った歯牙によって、三〇歳前後の年令を推定したにとどまる。その墓では土師器杯のほかに刀矜のような木製品が副葬してあったから、あるいは女性であるかもしれない。住居地の縁辺に埋葬することは、前代にもしばしばみられることであった。しかし四基の墓のうち、屋敷地の東北隅に埋葬する事例が二例も認められる。このように屋敷の良（東北）を意識する背景には陰陽道の影響があるのかもしれない。

屋敷内の井戸は、底に桶枠をはめたり、曲物を据えなどしてあるが、いずれも河原石を積んで側面を堅固にしてある。地上の井戸側は遺存しないが、『扇面古写経』などにみられるような



図184 「扇面古写経」にみる走井での洗濯（『日本常民生活絵引』による）

木組みの井戸側がつくってあったにちがいない。B区北側の井戸(井3)の南には巨木の根が残り、絵巻の情景そのままであった。井戸には、このほかに、A区の東北やC区の東の川べりにみられるような、曲物を数段重ねた簡単なものもある。それらは川原で集水して洗濯などに利用したものかもしれない。北を流れる川に塵芥を捨てたのであろう。川岸では夥しい土器片等がみつかった。各地区ごとに整理した結果、どこでも瓦器碗が多量で、それについて土師器の杯や皿が多い。それにくらべ、須恵器や陶磁器の類は量的に少い。それは瓦器・土師器が消耗度が高く、しかも供給容易な土器であったことによると考えられる。一方、磁器のなかには、遠く華南・同安窯の製品もみられ、当時の文物交流の一端をう

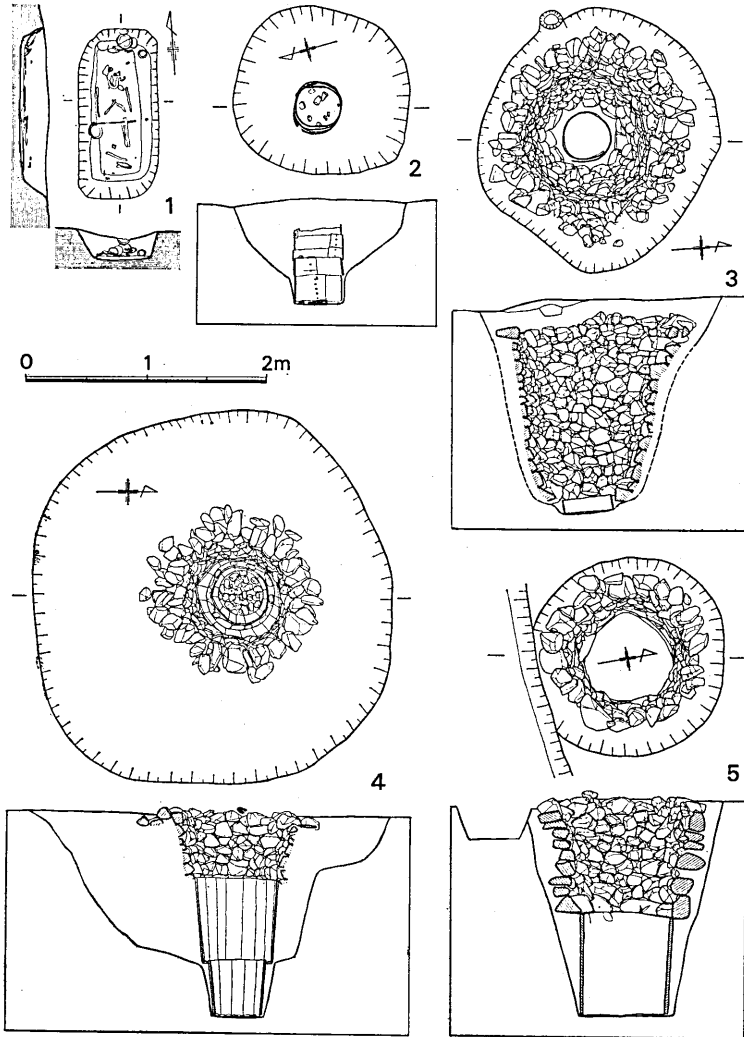


図185 宮田遺跡の井戸



Ⅸ 中世の高槻

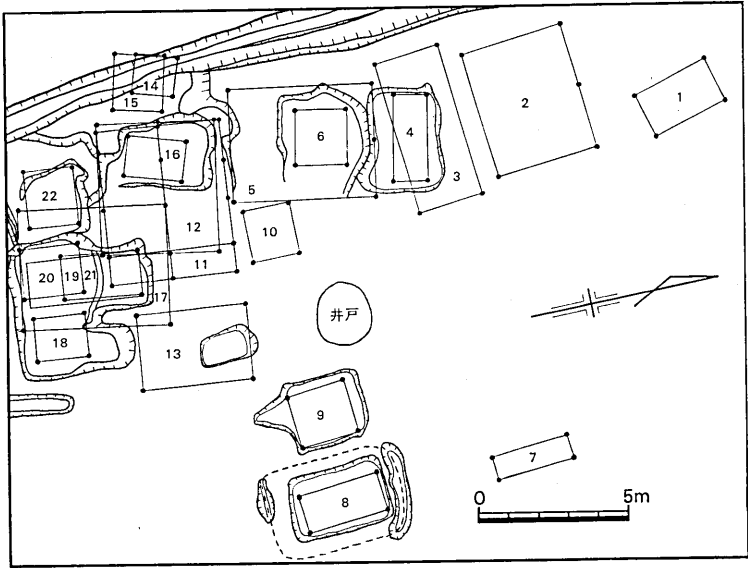


図186 川西遺跡の建物群

かがわせる。しかしそれら輸入磁器類の所有量は決して多いものではない。また地区によって、その占める割合も異なる。土器陶磁器の総量に対する陶磁器の占める割合についてその一端を示すと、A区では一・四パーセント、B区では〇・五パーセント程度であって、その示す割合は、各居住者の階層差を物語っているようにみえる。屋敷や住居の規模・出土器物の差などを勘案すれば、この地域では、あたかもA区を主核とし、その西にならぶB・C区は、各二単位づつの小区画に分れて従属するかのようである。A区の屋敷を一二〇坪とすれば、他はいずれも六〇坪前後の広さである。それぞれの生活の単位を示す井戸はあっても、各単位の倉を設けることはない。A区の住人を田堵名主層とすれば、B・C区の住人は小百姓であろうか。

また、近傍の川西遺跡では、郡衙廃滅後、芥川

の河原に接して、方二メートル前後の小竅穴二基を一組とする住屋数組が、一基の井戸を囲んで群集する。その年代は宮田遺跡よりやや降るけれども、その立地や遺構からみて、河原者か間人・非人を想定できようか。宮田遺跡や川西遺跡などから、いよいよ複雑に分化していく畿内農村の姿を如実にみることができる。